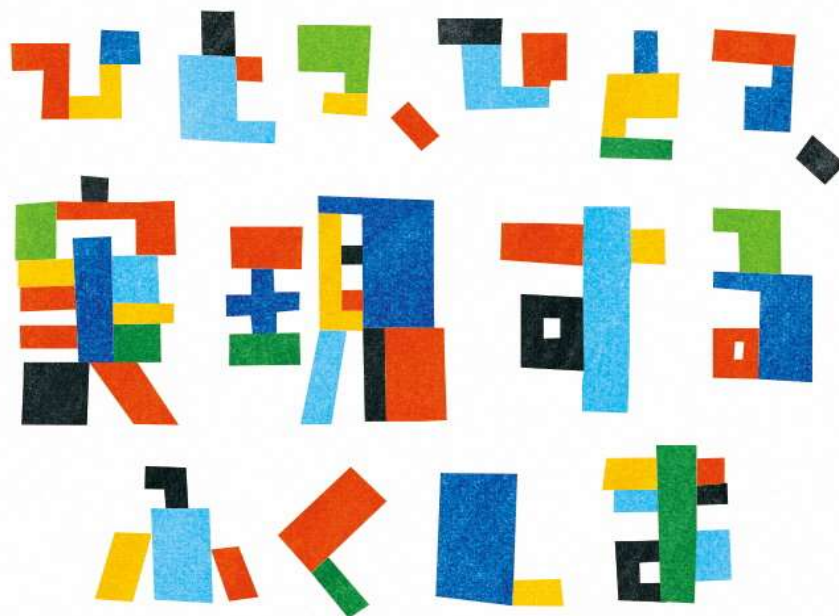
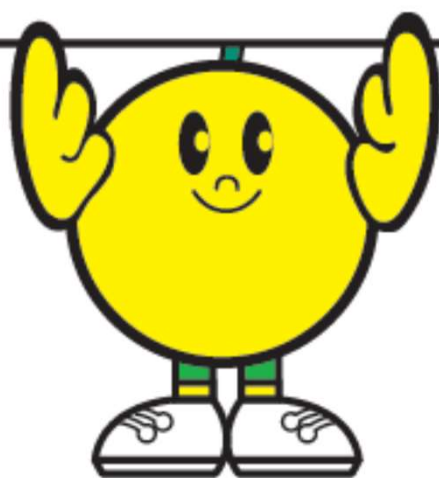


福島県中小企業支援 ガイドブック



2025年度版
(Ver.63)



福島県商工労働部

福島県中小企業向け支援ガイドブック

目次

※エクセル版をご利用の場合、事業名等をクリックすると該当事業のシートにリンクします。

I 経営支援			
(1) 技術力強化／新事業展開			
No	事業名等	概要	ページ
1	地域復興実用化開発等促進事業費補助金	イノベ構想の重点分野において、実用化開発等に必要な費用の一部を補助	1
2	ロボット関連産業基盤強化事業費補助金	ロボットの要素技術の開発や実証に必要な経費の一部を補助	2
3	福島県ロボット関連技術実証等支援補助金	福島ロボットテストフィールドを使用して行う実証試験等に必要な経費の一部を補助	3
4	メイドインふくしまロボット導入支援補助金	県内で製造又は開発されたロボットの導入に必要な経費の一部を補助	4
5	航空宇宙関連産業集積推進補助金	航空宇宙関連産業への新規参入及び取引拡大に必要な経費の一部を補助	5
6	再生可能エネルギー事業化実証研究支援事業	再生可能エネルギー関連技術の実用化に向けた実証研究等に必要な経費の一部を補助	6
7	脱炭素関連技術開発事業化可能性調査事業	脱炭素関連技術の実用化開発に向けた事業化可能性調査に係る経費の一部を補助	7
8	再エネメンテナンス関連産業参入支援事業	再生可能エネルギーメンテナンス関連産業への参入に向けた人材育成に必要な経費の一部を補助	8
9	福島水素サプライチェーン構築事業	再エネ由来水素製造施設で製造された水素を「はこぶ」「つかう」取組みの費用の一部を補助。	9
10	医療機器開発事業費補助金	医療機器の開発・事業化に必要な経費の一部を補助	10
11	福島県産医療機器ステップアップ支援事業	県内医療機器等開発メーカーに対し、試作製作費の一部を補助又は開発製品の磨き上げを補助	11
12	トライアル支援事業	企業が医療機器メーカー等から試作品に対するフィードバックを受ける際の費用を一部補助。	12
(2) 創業／企業立地			
No	事業名等	概要	ページ
1	福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金	避難地域12市町村で創業又は事業展開する場合に必要な経費の一部を補助	13
2	ふくしま産業活性化企業立地促進補助金	県内に工場等を新設又は増設する経費の一部を補助	14
3	本社機能移転促進事業費補助金	県内に本社機能を移転または拡充する企業等に対し、従業員の引っ越し費用の一部を補助	15
4	女性活躍オフィス立地促進事業	企業が県内に新たにオフィス等を設置し、県内在住の女性を新規雇用する場合の費用を一部補助。	16
5	地域課題解決型起業支援事業補助金	社会的課題を解決するために創業する場合に必要な経費の一部を補助	17
6	福島県12市町村起業支援金	社会的課題を解決するために創業する場合に必要な経費の一部を補助	18
7	ふくしま企業移住支援事業補助金	県外企業が県内にサテライトオフィス等を設置する場合、その施設整備に係る経費の一部を補助	19

(3) 経営革新／事業承継			
No	事業名等	概要	ページ
1	福島県中小企業等株式上場支援補助金	株式上場に向けて必要な経費の一部を補助	20
2	ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業（小規模企業枠）	小規模企業者の創意工夫ある取組について商工団体が一体的な支援を行うとともに経費の一部を補助	21
3	ふくしま中小企業者等D×伴走支援事業	D×推進のため専門家による伴走支援を行うとともに必要な経費の一部を補助	22
4	事業者向け省エネ設備更新事業補助金	省エネ設備の更新に必要な経費の一部を補助	23
5	福島県中小企業等エネルギー削減支援補助金	省エネルギー効果の高い設備・機械等への更新に必要な経費の一部を補助。	24
6	キャッシュレス決済端末導入支援事業	キャッシュレス決済普及のため、県内中小企業者等に対し、キャッシュレス決済機器導入の支援を行う。	25
(4) 経営安定／事業再生			
No	事業名等	概要	ページ
1	特別高圧電力利用事業者支援事業	特別高圧電力を利用している事業者に対して、電気料金の一部を補助	26
2	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（一般枠）	被災事業者がグループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に費用の一部を補助	27
3	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（特別枠）	被災事業者がグループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に費用の一部を補助	28
4	福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金	被災事業者が事業を再開する場合に必要な経費の一部を補助	29
5	中小企業等復旧・復興支援事業	被災事業者が空き工場・空き店舗等を借りて事業再開（仮操業）する場合に必要な経費の一部を補助	30
(5) 商品開発／販路拡大			
No	事業名等	概要	ページ
1	ふくしま産業応援ファンド事業	新製品・新技術の事前調査や開発に必要な経費の一部を補助	31
(6) 海外展開／知的財産			
No	事業名等	概要	ページ
1	特許等調査・出願経費助成事業	知的財産（特許・実用新案・意匠・商標）の調査や出願に必要な経費の一部を補助	32
2	特許料等の特例及び国際出願に係る手数料の特例	イノベ構想の重点分野における特許に係る国内出願や国際出願に必要な経費の一部を補助	33
3	ものづくり企業海外展開支援事業補助金	海外で開催される工業製品関連の商談会等へ参加する県内の企業に対して、出展費用等に係る経費を補助	34
(7) 商業・まちづくり			
No	事業名等	概要	ページ
1	ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業（商店街枠）	商店街の創意工夫ある取組について商工団体が一体的な支援を行うとともに経費の一部を補助	35

Ⅱ 金融支援			
No	事業名等	概要	ページ
1	福島県中小企業制度資金「ふくしま産業育成資金」～カーボンニュートラル枠～	カーボンニュートラルに向けた取り組みを行う事業者を対象とした制度融資	36
2	福島県中小企業制度資金「ふくしま産業育成資金」～女性活躍応援枠～	女性活躍に係る取り組みを行う事業者を対象とした制度融資	37
3	福島県中小企業制度資金「ふくしま産業育成資金」～賃上げ促進枠～	従業員の賃上げに係る取り組みを行う事業者を対象とした制度融資	38
4	福島県中小企業制度資金「ふくしま復興特別資金」	東日本大震災及び原子力災害により事業活動に影響を受けた事業者を対象とした制度融資	39
5	原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」(1)県内移転先での事業継続・再開向け融資	原子力災害に伴い移転し、移転先で事業を実施する事業者を対象とした制度融資	40
6	原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」(2)避難解除区域等での事業継続・再開向け融資	避難指示区域等で事業を継続又は再開する事業者を対象とした制度融資	41
7	原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」(3)福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の交付を受けて事業再開・展開等を行うための融資	福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の交付を受けて事業を実施する事業者を対象とした制度融資	42
8	被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	被災事業者が施設・設備を整備する場合の制度融資	43
9	地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）	地域振興に資する民間投資を支援するために県又は市町村が長期の無利子資金を融資する。	44
10	復興特区支援利子補給金	復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給する制度。	45

Ⅲ 雇用・人材育成支援			
No	事業名等	概要	ページ
1	働きやすい職場環境づくり推進助成金	就業規則改正や休憩室整備などの働きやすい職場環境づくりに取り組む経費の一部を助成	46
2	企業の魅力アップ奨励金	女性管理職の増加や男性の育休取得などの働き方改革に取り組む企業に対して奨励金を交付	47
3	企業内子育て支援施設整備事業費補助金	企業内保育所等の整備に必要な経費の一部を補助	48
4	ふくしま産業復興雇用支援助成金 (1)雇入費	被災求職者を雇用する場合に必要な経費の一部を助成	49
5	ふくしま産業復興雇用支援助成金 (2)住宅支援費	被災求職者を雇用する場合に必要な経費（住宅手当等）の一部を助成	50
6	雇用調整助成金等による支援	経済上の理由により休業する場合に休業手当等の一部を助成	51
7	キャリアアップ助成金	非正規雇用の労働者の正社員化、処遇改善の取組に必要な経費の一部を助成	52
8	えるぼし・くるみん取得支援事業	補助金や奨励金の支給により、国認定制度（「えるぼし」「くるみん」）の取得を目指す企業を支援	53
9	ものづくり技能継承支援事業	D X 人材育成と I T を活用した知識・技能継承の支援（専門家による伴走支援）	54
10	技能向上訓練実施事業	県立テクノアカデミーにおける在職者向けの教育訓練	55
11	県外移住者向け求人情報発信・採用力強化への支援	福島12市町村への移住を促進するため、求人媒体を活用して事業者の求人情報を効果的に発信する。	56

IV 財務支援（税制）			
No	事業名等	概要	ページ
1	地方拠点強化税制	県内に本社機能の移転や拡充を行う場合の税制上の特例措置	57
2	地域未来投資促進法による課税の特例	地域未来投資促進法により認定を受けた事業を実施する場合の税制上の特例措置	58
3	ふくしま産業復興投資促進特区～復興特区～	特定復興産業集積区域内で事業を実施する場合の税制上の特例措置	59
4	ふくしま観光復興促進特区～復興特区～	特定復興産業集積区域内で観光関連事業を実施する場合の税制上の特例措置	60
5	避難解除区域等における課税の特例～所在の確認～	避難解除区域等で事業を行う場合の税制上の特例措置	61
6	避難解除区域等における課税の特例～企業立地促進税制～(1)新規立地事業者等向け	避難解除区域等で事業を行う場合の税制上の特例措置	62
7	避難解除区域等における課税の特例～企業立地促進税制～(2)将来の再開を計画する事業者向け	避難解除区域等で事業を行う場合の税制上の特例措置	63
8	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例～イノベ税制～	イノベ構想の推進に係る事業を実施する場合の税制上の特例措置	64
9	特定事業活動に係る課税の特例～風評税制～	農林水産業や観光業等への風評被害に対応するための事業を実施する場合の税制上の特例措置	65

V 相談・情報提供			
No	事業名等	概要	ページ
1	工業製品の残留放射線量測定について	工業製品の残留放射線量測定	66
2	加工食品の放射能測定について	加工食品の放射能測定	67
3	東京電力ホールディングス（株）への賠償請求について	東京電力ホールディングス（株）への賠償請求	68
4	中小企業等の二重債務に関する相談窓口	中小企業等の二重債務に関する相談窓口	69
5	中小企業支援機関の経営相談窓口	中小企業支援機関の経営相談窓口	70
6	適正な価格転嫁（取引の適正化）に係る相談窓口	適正な価格転嫁（取引の適正化）に係る相談窓口	71
7	労働に係る相談窓口（中小企業労働相談所）	フリーダイヤルによる労働相談	72
8	空き工場、未利用地、工場用地等に係る相談窓口について	空き工場、未利用地、工場用地等に係る相談窓口について	73
9	医療機器開発に関する相談窓口	医療機器開発に関する相談窓口	74
10	福島県副業人材マッチングサイト	高い専門性・地方貢献意欲を有する都市部の副業人材募集に関する窓口	75
11	特定地域づくり事業協同組合	特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援を行う総務省の制度	76
12	技術系コーディネーターによるスタートアップ相談窓口	高い専門性・地方貢献意欲を有する都市部の副業人材募集に関する窓口	77

VI 関係機関連絡先			
1	福島県商工労働部		78
2	福島県出先機関（商工労働部出先機関・各地方振興局）		79
3	商工関係団体		80
4	その他の相談窓口		81

目次 (利用者ニーズ別の分類)

※エクセル版をご利用の場合、事業名等をクリックすると該当事業のシートにリンクします。

目的	ニーズ	分類	事業名等	ページ	事業フェーズ		
					幼年 期	成長 期	成熟 期
創業	福島県内で新たに事業を始めたい	補助金	福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金	13	○		
		補助金	地域課題解決型起業支援事業補助金	17	○		
		補助金	福島県12市町村起業支援金	18	○		
		補助金	ふくしま企業移住支援事業補助金	19	○	○	○
		課税特例	ふくしま産業復興投資促進特区～復興特区～	59	○		
		課税特例	ふくしま観光復興促進特区～復興特区～	60	○		
		相談窓口	(公社) 福島相双復興推進機構 (福島相双復興官民合同チーム)	81	○		
		相談窓口	福島県よろず支援拠点、福島県事業承継・引継ぎ支援センター ほか	81	○		
		相談窓口	福島駅西口インキュベートルーム	81	○		
		相談窓口	技術系コーディネーターによるスタートアップ相談窓口	77	○		
経営安定化	創業後の経営安定化を図りたい	補助金	ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業（小規模企業枠）	21	○		
	販路開拓・生産性向上に取り組みたい				○	○	
	経営の改善を図るため融資を受けたい	融資制度	福島県中小企業制度資金「ふくしま産業育成資金」～女性活躍応援枠～	37	○	○	
		融資制度	福島県中小企業制度資金「ふくしま産業育成資金」～賃上げ促進枠～	38	○	○	
	経営改善や資金繰りについて相談したい	相談窓口	福島県経営支援プラザ、福島県よろず支援拠点 ほか	81	○	○	
	組合に係る経営相談をしたい	相談窓口	福島県中小企業団体中央会	80	○	○	
	貸金業・県制度資金について相談したい	相談窓口	福島県経営金融課	78	○	○	
	価格転嫁について相談したい	相談窓口	価格転嫁サポート窓口、下請かけこみ寺 ほか	71	○	○	
業務の効率化	デジタル技術を活用して業務の効率化を図りたい（DX化）	補助金等	ふくしま中小企業者等DX伴走支援事業	22		○	
		補助金	ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業（小規模企業枠）	21		○	
		補助金	キャッシュレス決済端末導入支援事業	25	○	○	○
	省エネ設備を導入してコストの削減を図りたい	補助金	事業者向け省エネ設備更新事業補助金	23		○	
		補助金	福島県中小企業等エネルギー削減支援補助金	24	○	○	○
		融資制度	福島県中小企業制度資金「ふくしま産業育成資金」～カーボンニュートラル枠～	36		○	
	ロボットを導入して業務の効率化を図りたい	補助金	メイドインふくしまロボット導入支援補助金	4		○	

目的	ニーズ	分類	事業名等	ページ	事業フェーズ		
					幼年 期	成長 期	成熟 期
商品 開発	新製品・新技術の開発に取り組みたい	補助金	ふくしま産業応援ファンド事業	31		○	
		相談窓口	テクノ・コム（（公財）福島県産業振興センター技術支援部）	81		○	
	食品加工（6次化）に取り組みたい	相談窓口	福島県県産品加工支援センター （ハテナラザ会津若松技術センター内）	81		○	
販路 開拓	販路開拓・生産性向上に取り組みたい	補助金	ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業（小規模企業枠）	21		○	
	海外へ販路を拡大したい	相談窓口	ジェトロ福島貿易情報センター	81		○	
		相談窓口	福島県上海事務所	81		○	
特許 権	特許権の調査や出願をしたい	補助金	特許等調査・出願経費助成事業	32		○	
		補助金	特許料等の特例及び国際出願に係る手数料の特例	33		○	
	知的財産について相談したい	相談窓口	（一社）福島県発明協会	81		○	
上場	株式上場を目指したい	補助金	福島県中小企業等株式上場支援補助金	20		○	
		相談窓口	福島県商工総務課	78		○	
雇用	雇用を維持するための支援がほしい	助成金	雇用調整助成金等による支援	51		○	
	非正規雇用労働者のキャリアアップを図りたい	助成金	キャリアアップ助成金	52		○	
	雇用するための支援がほしい	助成金	ふくしま産業復興雇用支援助成金 （1）雇入費	49		○	
		助成金	ふくしま産業復興雇用支援助成金 （2）住宅支援費	50		○	
		補助金等	県外移住者向け求人情報発信・採用力強化への支援	56	○	○	
	労働に係る相談をしたい	相談窓口	福島県中小企業労働相談所	80		○	
職場 環境の 改善	働きやすい職場環境づくりに取り組みたい	助成金	働きやすい職場環境づくり推進助成金	46		○	
	職場の女性活躍や男性の育児参加を推進したい	奨励金	企業の魅力アップ奨励金	47		○	
		奨励金	えるぼし・くるみん取得支援事業	53		○	
	事業所に子育て支援施設を整備したい	助成金	企業内子育て支援施設整備事業費補助金	48		○	
	職場環境の改善に向けて相談したい	相談窓口	福島県雇用労政課	78		○	
人材 育成	従業員へ知識や技能を習得させたい	伴走支援	ものづくり技能継承支援事業	54		○	
		教育訓練	技能向上訓練実施事業	55		○	
		相談窓口	福島県産業人材育成課	78		○	

目的	ニーズ	分類	事業名等	ページ	事業フェーズ		
					幼年 期	成長 期	成熟 期
新事業の展開	福島イノベーション・コースト構想に係る事業に取り組みたい	補助金	地域復興実用化開発等促進事業費補助金	1		○	○
		課税特例	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例～イノベ税制～	64		○	○
		相談窓口	（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構	81		○	○
	ロボット産業へ参入したい	補助金	ロボット関連産業基盤強化事業費補助金	2		○	○
		補助金	福島県ロボット関連技術実証等支援補助金	3		○	○
		相談窓口	福島県次世代産業課	78		○	○
		相談窓口	（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構	81		○	○
	福島ロボットテストフィールドを活用したい	相談窓口	福島ロボットテストフィールド	81		○	○
	航空宇宙産業へ参入したい	補助金	航空宇宙関連産業集積推進補助金	5		○	○
		相談窓口	福島県航空・宇宙産業技術研究会 （福島県ハイテク・ササ産学連携科内）	81		○	○
	再生可能エネルギー・脱炭素関連産業へ参入したい	補助金	再生可能エネルギー事業化実証研究支援事業	6		○	○
		補助金	再エネメンテナンス関連産業参入支援事業	8		○	○
		補助金	福島水素サプライチェーン構築事業	9		○	○
		補助金	脱炭素関連技術開発事業化可能性調査事業	7		○	○
		相談窓口	エネルギー・エージェンシーふくしま （公財）福島県産業振興センター	81		○	○
		相談窓口	福島県次世代産業課（再エネ担当）	78		○	○
	医療機器の開発や実用化に取り組みたい	補助金	医療機器開発事業費補助金	10		○	○
		補助金	福島県産医療機器ステップアップ支援事業	11		○	○
		補助金	トライアル支援事業	12	○	○	○
		相談窓口	（一財）ふくしま医療機器産業推進機構	81		○	○
	商店街で新たな取組を行いたい	補助金	ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業（商店街枠）	35		○	○
	地域未来投資促進法に基づき事業に取り組みたい	課税特例	地域未来投資促進法による課税の特例	58		○	○
		相談窓口	福島県企業立地課	78		○	○
	海外で事業を展開したい	補助金	ものづくり企業海外展開支援事業補助金	34	○	○	○
		相談窓口	ジェトロ福島貿易情報センター	81		○	○
		相談窓口	福島県上海事務所	81		○	○
	浜通り地域で事業展開したい	課税特例	ふくしま産業復興投資促進特区～復興特区～	59		○	○
		課税特例	ふくしま観光復興促進特区～復興特区～	60		○	○
	風評被害に対応するため事業に取り組みたい	課税特例	特定事業活動に係る課税の特例～風評税制～	65		○	○

目的	ニーズ	分類	事業名等	ページ	事業フェーズ		
					幼年 期	成長 期	成熟 期
第二創業	福島県内で新たに事業を始めたい	補助金	福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金	13			○
		補助金	地域課題解決型起業支援事業補助金	17			○
		補助金	福島県12市町村起業支援金	18			○
		課税特例	ふくしま産業復興投資促進特区～復興特区～	59			○
		課税特例	ふくしま観光復興促進特区～復興特区～	60			○
		課税特例	避難解除区域等における課税の特例～企業立地促進税制～(1)新規立地事業者等向け	62	○	○	○
		相談窓口	(公社)福島相双復興推進機構 (福島相双復興官民合同チーム)	81			○
		相談窓口	福島県よろず支援拠点 ほか	1			○
企業立地／工場新設・移転	工場を新設又は増設したい	補助金	ふくしま産業活性化企業立地促進補助金	14			○
	福島県に本社機能を移転又は拡充したい	補助金	本社機能移転促進事業費補助金	15			○
		補助金	女性活躍オフィス立地促進事業	16	○	○	○
		課税特例	地方拠点強化税制	57			○
	工場を新設又は増設したい	相談窓口	福島県企業立地課	78			○
事業承継	円滑に事業承継したい	補助金	ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業（小規模企業枠）	21			○
		相談窓口	福島県よろず支援拠点、福島県事業承継・引継ぎ支援センター ほか	81			○
その他	特別高圧電力の電気料金について支援がほしい	補助金	特別高圧電力利用事業者支援事業	26	－	－	－
	工業製品の放射線量を測定したい	放射能測定	工業製品の残留放射線量測定について	66	－	－	－
	加工食品の放射能を測定したい	放射能測定	加工食品の放射能測定について	67	－	－	－
	副業人材を活用したい	相談窓口	福島県副業人材マッチングサイト	75	－	－	－
	担い手不足を解消したい	相談窓口	特定地域づくり事業協同組合	76	－	－	－
災害（東日本大震災・原子力発電所事故・台風等）からの復旧	避難解除区域等で事業を再開したい	補助金	福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金	29	－	－	－
		融資制度	原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」(2) 避難解除区域等での事業継続・再開向け融資	41	－	－	－
		融資制度	原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」(3) 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の交付を受けて事業再開・展開等を行うための融資	42	－	－	－
		課税特例	避難解除区域等における課税の特例～所在の確認～	61	－	－	－
		課税特例	避難解除区域等における課税の特例～企業立地促進税制～(2) 将来の再開を計画する事業者向け	63	－	－	－
		相談窓口	(公社)福島相双復興推進機構 (福島相双復興官民合同チーム)	81			
災害（東日本大震災）	被災した施設や設備を復旧したい	補助金	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（一般枠）	27	－	－	－
		補助金	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（特別枠）	28	－	－	－
		補助金	被災中小企業等復旧支援事業	30	－	－	－

目的	ニーズ	分類	事業名等	ページ	事業フェーズ		
					幼年 期	成長 期	成熟 期
・原子力発電所事故・台風等）からの復旧		融資制度	被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	43	－	－	－
	移転先で事業を継続・再開したい	補助金	中小企業等復旧・復興支援事業	30	－	－	－
	事業継続・再開するための融資を受けたい	融資制度	原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」 (1) 県内移転先での事業継続・再開向け融資	40	－	－	－
	運転・設備資金の融資を受けたい	融資制度	福島県中小企業制度資金「ふくしま復興特別資金」	39	－	－	－
	二重債務問題について相談したい	相談窓口	中小企業等の二重債務に関する相談窓口	69	－	－	－
	賠償請求したい	相談窓口	東京電力ホールディングス（株）への賠償請求について	68	－	－	－

I 経営支援 (1) 技術力強化／新技術展開	
NO. 1	地域復興実用化開発等促進事業費補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等との連携による実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図ります。
2.	対象事業者
	イノベーション・コースト構想の重点分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）について、福島県浜通り地域等（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）に拠点が所在する法人格を有する以下の団体等 ・ 本社・試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業 ・ 国立研究開発法人である研究所、大学、高専 ・ 農業協同組合その他の団体 ※福島県浜通り地域等に実用化開発等を行う拠点のない企業であっても地元企業等との連携による申請が可能です。
3.	支援内容
	<補助対象経費> 原則として、福島県浜通り地域等において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化に向けた取組が対象となります。 【直接経費】 ・ 調査設計費、施設工事費（土地の取得造成費を除く）、機械設備費、人件費、材料費等、外注費、委託費（直接経費の30%以下） ・ その他の諸経費 ※施設や機械設備は実用化開発等を行うために不可欠で必要最低限のものに限ります。 【間接経費】直接経費の5%以下 <補助率> 中小企業 2/3 (3/4) 大企業 1/3 (1/2) ※連携協定等に基づき福島県浜通り地域等の自治体と連携して事業を実施する場合、（ ）内の補助率が適用されます。（自治体連携推進枠） <補助上限額> 1 事業計画あたり 7 億円（複数企業等による連携申請の場合、合計額）
4.	お申し込み期間
	令和 7 年度継続提案及び新規提案ともに募集は終了しました。新規提案について、2 次募集がある場合は、産業振興課のホームページでお知らせします。
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県産業振興課
TEL	024-521-7283
FAX	024-521-8886
E-mail	business@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/jitsuyoka/

I 経営支援（1）技術力強化／新技術展開	
N0.2	ロボット関連産業基盤強化事業費補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	県内企業のロボット産業への参入を促進するため、ロボットの要素技術の開発や実証を行う事業者に対して必要経費を補助します。
2.	対象事業者
	福島県内に以下のいずれかの所在がある企業が対象となります。 ・ 本社、試験・評価センター／研究開発拠点、研究成果を用いた生産拠点
3.	支援内容
	<対象となる事業> a ロボットの要素技術（※）の開発や実証試験等 b 要素技術（※）を組み合わせたロボット開発 ※要素技術の区分：「センサ」「知能・制御系」「駆動・構造系」「その他」 <補助対象経費> 旅費、人件費、消耗品費、開発費、機械設備費、外注費、その他 <補助額（率）> - 補助対象事業費の上限 1,000万円 - 補助率 - 中小企業 3/4（最大750万円） - 大企業 2/3（最大666万6,000円）
4.	お申し込み期間
	令和7年3月21日（金）～令和7年5月13日（火）
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県次世代産業課
TEL	024-521-8568
FAX	024-521-7932
E-mail	next-generation@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/r7robotkiban.html

I 経営支援（１）技術力強化／新技術展開	
N0. 3	福島県ロボット関連技術実証等支援補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	ロボット関連産業の集積に向け、県内企業の技術力の強化を図るため、県内企業が福島ロボットテストフィールドを使用して行う実証試験、性能評価試験、操縦訓練等に要する経費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	福島県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点が所在する中小企業（※詳細条件があります）
3.	支援内容
	<補助対象事業>※詳細条件があります。 福島ロボットテストフィールドを使用して行うロボットの实証試験、性能評価試験、操縦訓練等 <補助額（率）> 補助対象経費から申請あたりの補助対象経費控除額（3万円）を控除した額に補助率（1/2）を乗じた額を補助します。 ※同一補助事業者に対する補助額は、合計30万円までとします。
4.	お申し込み期間
	令和8年2月27日（金）まで（必着）
5.	お問い合わせ先
問合先	公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 福島ロボットテストフィールド 事業部 施設管理課
TEL	0244-25-2473
FAX	0244-25-2479
E-mail	robot5@fipo.or.jp
URL	https://www.fipo.or.jp/robot

I 経営支援 (1) 技術力強化／新技術展開	
N0. 4	メイドインふくしまロボット導入支援補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	福島県産ロボットの導入促進を図るため、福島県内で製造又は開発されたロボットについて、その導入費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	県内外の法人（公共機関も含む） 個人事業主
3.	支援内容
	＜対象となるロボットの要件＞（a, b全ての要件を満たすこと） a 県内で製造又は開発されたロボット b 県内で自らの事業活動のために活用することを目的として導入するロボット ※ 詳細はご相談ください。 ＜補助対象経費＞ ・機械装置費（福島県産ロボット、附带的機器の購入に要する経費） ※附带的機器にはロボットを購入するため不可欠な機器（エアコンプレッサー、コントローラー等）の購入費用を含む。 - ただし、メーカー推奨機器等、ロボットと一括購入する場合に限る。 ＜補助額（率）＞ ・補助額の上限 1機種当たりの合計1,500万円 ・補助率 1/2以内
4.	お申し込み期間
	令和7年4月中旬～令和7年12月12日（金）（必着） ※予算上限に達した場合、募集期間内であっても申請を締め切る場合があります。その際は、ホームページ等で公表します。
5.	お問い合わせ先
問合せ先	公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 福島ロボットテストフィールド 連携課
TEL	0244-25-2474
FAX	0244-25-2479
E-mail	robot2@fipo.or.jp
URL	https://www.fipo.or.jp/robot/news/public-offering/post-10805

I 経営支援 (1) 技術力強化／新技術展開	
N0. 5	航空宇宙関連産業集積推進補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	県内企業の航空宇宙関連産業への新規参入及び取引拡大を支援するため、認証取得に係る経費及び国際展示会出展経費等に対し、補助金を交付します。
2.	対象事業者
	補助対象事業に取り組む県内企業（地域経済牽引事業計画の承認が必要）※ 「県内企業」とは、福島県内に企業活動の拠点（営業所、開発拠点、生産拠点）を有する事業者とする。
3.	支援内容
	<認証取得> ① J I S Q9100（補助率1/2以内、限度額100万円） ・申請料、審査料、認証料（初回登録料）・その他知事が必要と認める経費 ② N a d c a p（補助率1/2以内、限度額100万円） ・申請料、審査料、認証料（初回登録料）等・その他知事が必要と認める経費 ③ 認証取得に向けた研究活動（補助率1/2以内、限度額50万円） 知事が必要と認める経費 <取引拡大> 航空宇宙関連産業における取引拡大や技術力向上に向けた取組 ① 国際展示会出展費用、一貫生産に向けた企業間連携による試作品等作成に関する経費、その他知事が必要と認める経費（補助率1/2以内、限度額100万円） ② 航空宇宙関連産業における取引拡大に向けた機械設備導入（補助率1/2以内、限度額1,000万円） ③ 技術力向上等のためコンサルタントとの契約に係る経費（補助率1/2以内、限度額100万円） ④ 次世代航空モビリティの製造に必要なユニット品を連携して製造するために必要な経費（部材調達費、旅費、機械装置費、外注費、施設費）（補助率1/2以内、限度額1,000万円） <人材育成> 本県の航空宇宙関連産業の中核を担う人材育成のための取組（補助率1/2以内、限度額50万円） 県外で行われる当該産業のセミナー受講料で、知事が必要と認めたもの。 ※福島イノベーション・コースト構想に係るものは補助率2/3以内の場合あり。
4.	お申し込み期間
	令和7年4月1日（火）から令和7年12月26日（金）まで ※予算がなくなり次第終了
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県次世代産業課
TEL	024-521-8568
FAX	024-521-7932
E-mail	next-generation@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/koukuuuchuu-siennjigyou-r7-2025.html

I 経営支援 (1) 技術力強化／新技術展開	
N0. 6	再生可能エネルギー事業化実証研究支援事業
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	県内の民間企業等が東日本大震災後に新たに研究開発を進めてきた再生可能エネルギー関連技術のうち、市場性の高い技術の事業化・実用化のための実証研究事業や、技術開発に先立って行われる市場性・採算性・技術的実現性などの事業化可能性調査に対し、その経費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	【事業化実証】 ア 県内に事業所を置く法人格を有する事業者等 イ アを幹事法人として共同申請する県外企業等 【事業化可能性調査】 県内に事業所を置く法人格を有する事業者(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき認証を受けた特定非営利活動法人を含む)であって、再生可能エネルギー等産業分野に参入・事業拡大しようとする者又はそれらの者で構成される団体。
3.	支援内容
	＜補助対象経費＞ ・事業化実証：人件費、施設工事費、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、委託費、諸経費 ・事業化可能性調査：委託費、外注費、借料及び損料、諸経費 ＜補助率＞ ・事業化実証：2/3（※10/10）。補助上限は1件あたり3億円以内 ※県内大学が共同提案者として、共同で研究を行う場合は、県内大学分の補助対象経費の補助率については（）内の補助率を適用する。 ・事業化可能性調査：1/2。補助上限は1件あたり500万円以内
4.	お申し込み期間
	令和7年度2次募集 令和7年4月18日（金）～5月22日（木）
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県次世代産業課
TEL	024-521-8286
FAX	024-521-7932
E-mail	saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/fukushima-saiene/

I 経営支援 (1) 技術力強化／新技術展開	
NO. 7	脱炭素関連技術開発事業化可能性調査事業
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	県内企業等が脱炭素関連産業への参入に向けて取り組む技術開発に先立って行われる事業化可能性調査（F S 調査）に対し、その経費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	ア 県内に事業所を置く法人格を有する事業者等 イ アを幹事法人として共同申請する県外企業等 ※福島県の立地地域別基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けている事業者等に限る。
3.	支援内容
	<補助対象経費> 機器・設備費（事業可能性調査に必要な機器・設備の借用及び外部施設等の利用に係る経費）、委託費（調査、分析、報告等に要する経費）、その他の経費（事業化可能性調査に必要なだと協議により認められたもの） <補助率> 大 企 業：対象経費の1/2以内（上限1,000万円） 中小企業：対象経費の2/3以内（上限1,000万円） <対象となる技術分野> カーボンリサイクル関連分野、資源循環関連分野、その他脱炭素関連分野（エネルギー関連分野(再生可能エネルギー、エネルギーネットワーク、蓄電池、水素、燃料アンモニア)を除く）
4.	お申し込み期間
	令和7年4月14日(月)から12月15日(月)まで
5.	お問い合わせ先
問合せ先	福島県次世代産業課
TEL	024-521-8058
FAX	024-521-7932
E-mail	hydrogen-industry@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/datsutanso-fs.html

I 経営支援（1）技術力強化／新技術展開	
N0.8	再エネメンテナンス関連産業参入支援事業
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	再生可能エネルギーメンテナンス関連産業への新規参入及び事業拡大を目指す県内企業による人材育成を着実に進め、今後拡大するメンテナンス需要に確実に対応できる体制を構築することを目的として、県内事業者に対し、補助金を交付します。
2.	対象事業者
	県内に事業所を置く法人格を有する事業者等
3.	支援内容
	<補助対象経費> 実機を用いた研修費、資格取得費、旅費 <補助率> 1/2以内（上限150万円）
4.	お申し込み期間
	令和7年3月12日（水）～12月15日（月）まで
5.	お問い合わせ先
問合せ先	福島県次世代産業課
TEL	024-521-8286
FAX	024-521-7932
E-mail	saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/fukushima-saiene/mentehojokin.html

I 経営支援（１）技術力強化／新技術展開	
N0. 9	福島水素サプライチェーン構築事業
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	主に県内で製造された再エネ由来水素製造施設で製造された水素を「はこぶ」「つかう」取組みに対し補助を行い、水素需要・利用の拡大を図り、県内におけるより強靱な水素サプライチェーンを構築する。
2.	対象事業者
	県内に事業所を置く法人格を有する事業者等
3.	支援内容
	(1) 水素配送費支援 トレーラーやユニック車等による水素の配送費に補助する。 ＜補助率（上限額）＞ 大企業：対象経費の1/2以内（上限額：調整中） 中小企業：対象経費の2/3以内（上限額：調整中） (2) 水素輸送設備導入支援 トレーラーやカードル等の水素輸送設備の導入を支援する。 ＜補助率（上限額）＞ 大企業：対象経費の1/2以内（上限額：調整中） 中小企業：対象経費の2/3以内（上限額：調整中） (3) 水素利用機器導入支援 水素ボイラー・バーナー等の導入に関する費用を支援する。 ＜補助率（上限額）＞ 1/2以内（上限額：調整中）
4.	お申し込み期間
	令和7年4月以降公募開始予定
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県次世代産業課
TEL	024-521-8058
FAX	024-521-7932
E-mail	hydrogen-industry@pref.fukushima.lg.jp
URL	

I 経営支援（１）技術力強化／新技術展開	
N0. 10	医療機器開発事業費補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	県は、東日本大震災からの復興を促進することを目的として、医療関連産業分野において県内企業が実施する医療福祉機器の開発や技術の高度化を図る取り組みを支援してきました。 これらの取り組みをさらに地域経済の振興につなげるため、新たな医療機器開発・事業化を行う県内中小企業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。）の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付します。
2.	対象事業者
	新たな医療機器開発・事業化を行う県内中小企業者が対象となります。申請企業は、以下の要件を満たしている必要があります。 ①福島県内に研究開発拠点、生産拠点を有するものづくり企業であること。 ②中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業であること。 ③福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者が役員に含まれていないこと。
3.	支援内容
	＜補助対象経費＞ 謝金、旅費、事務経費、消耗品費、機械装置費、外注費、直接人件費、委託費 ＜補助率＞ 2/3 ※ ただし、スタートアップ企業（設立から15年以内の法人）又は医療機器開発を行う大学と連携する場合は3/4 ＜補助限度額＞ 上限500万円
4.	お申し込み期間
	令和7年4月1日（火）～令和7年4月25日（金） ※令和7年5月に審査会を開催します
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県医療関連産業集積推進室
TEL	024-521-7282
FAX	024-521-7932
E-mail	medical-unit@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021c/newbusinesssupport-iryokukikikaihatsuhojyokin.html

I 経営支援 (1) 技術力強化／新技術展開	
NO. 11	福島県産医療機器ステップアップ支援事業
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	(1) マッチング支援：県内医療機器等開発メーカーと医療現場ニーズをマッチングさせ、開発にかかる試作製作費用の一部を補助します。 (2) フォローアップ支援：県内医療機器等開発メーカーが開発する製品を「売れる製品」にするため、開発製品の磨き上げを補助します。
2.	対象事業者
	県内医療機器等開発メーカーが対象事業者です。これに加えて、フォローアップ支援は、県の開発支援やふくしま医療機器開発支援センターのマッチング、コンサルティング支援を活用し開発中の製品や、市販・量産された製品の他、支援を活用予定の開発着手前の製品ニーズが対象となります。
3.	支援内容
	(1) マッチング支援 〈補助対象経費〉 試作製作に必要な経費 〈補助率〉 2/3以内 〈補助額〉 200万円以内 〈想定件数〉 5件程度 〈選定基準〉 ふくしま医療機器開発支援センターの目利きにより選定 (2) フォローアップ支援 ①医療現場等を対象に開発製品のヒアリング調査（ニーズや改良点を確認） ②開発予定・開発中・開発済み製品のPRの適切性について調査（効果的なPRの助言等） ③市場調査（価格の妥当性等） ※ふくしま医療機器開発支援センターに委託して支援を実施します。
4.	お申し込み期間
	ふくしま医療機器開発支援センターにお問い合わせください。 <ふくしま医療機器開発支援センター連絡先> TEL：024-954-4014
5.	お問い合わせ先
問合せ先	福島県医療関連産業集積推進室
TEL	024-521-7282
FAX	024-521-7932
E-mail	medical-unit@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021c/

I 経営支援 (1) 技術力強化／新技術展開	
NO. 12	トライアル支援事業
分類	助成金
1.	制度概要
	県内ものづくり企業が試作する医療関連機器やその部材、またそれらの各種加工等技術について、医療機器メーカー等から評価（フィードバック）してもらうことで、医療関連産業分野における企業のものづくり技術や品質管理等における成長を支援します。
2.	対象事業者
	医療関連機器を開発する以下の主体を助成対象とします。 ①医療機器メーカー（医療機器製造販売業許可取得企業） ②医療関連機器の開発を行うスタートアップ企業（大学や大学に所属する医師等も可） ③OEM・ODMによって医療関連機器の開発を行っているものづくり企業 ④上記①～③に対し、部材・部品等を供給する専門商社
3.	支援内容
	＜助成対象となる開発案件＞ 医療機器メーカーやスタートアップ企業、医療機器開発を行う大学等の機関等が開発する医療関連機器等の試作を、福島県内ものづくり企業に外注するものであること。※両社間において、過去3年の間、年額100万円を超える受発注がないこと。 ＜助成を受けた開発ニーズ提供元の責務＞ 試作対応企業に対し、納品物（試作品）や試作対応企業の技術的な強み、要望等への対応の良し悪し、開発体制等に関するフィードバックを行っていただきます。 ＜助成上限額＞ 150万円 ＜助成割合＞ 試作費用（試作対応企業から提示された見積書記載の金額）の1/2 ＜助成を受けることができる回数＞ 開発ニーズ提供元と試作対応企業が同一の組み合わせの場合、原則として本事業による助成を受けることができるのは1回とします。なお、試作品の改良・改善のためにさらなる試作が必要な場合に限り、追加で2回（合計3回）まで助成を受けることが可能です。 ◆詳しくは、下記 ふくしま医療機器開発支援センターにお問い合わせください。
4.	お申し込み期間
	令和7年4月1日（火）～令和8年3月19日（木） ※予算額の上限に達した場合、期間内であっても受付を終了します。
5.	お問い合わせ先
問合先	ふくしま医療機器開発支援センター
TEL	024-954-4014
FAX	024-954-4033
E-mail	fmdipa_01@fmdipa.or.jp
URL	https://fmddsc.jp/

I 経営支援 (2) 創業／企業立地	
NO. 1	福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	12市町村において民間団体等が行う、創業や事業展開に対して、その事業に要する経費の一部を補助することにより、働く場・買い物をする場などまち機能を早期に回復し、原子力被災事業者の事業・生業の再建に向けた取組を促進します。
2.	対象事業者
	(1) 12市町村内において創業する者 (2) 原子力災害発生時に12市町村内で事業を行っていなかった事業者であって、12市町村で事業展開を行う者
3.	支援内容
	＜補助要件＞（(1)及び(2)両方の要件を満たす必要があります） (1) 12市町村内において創業又は事業展開を行う場合 (2) 原子力被災事業者の復興の動向を踏まえつつ、原子力災害からの復興に向け12市町村が定めた復興計画、長期計画及びこれらに類する計画に沿った事業であることを12市町村が確認した場合 ※原則、交付決定後に契約・発注する事業が対象となりますが、一定の要件を満たした上で、あらかじめ県の承認を受けた場合に限り、交付決定前の着手が可能です。 ＜補助対象経費＞ (1) 人件費（創業する場合に限る） (2) 事業費：施設等購入・借入・整備費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費 (3) 委託費：委託費 ＜補助率＞ 補助対象経費の 2/3以内 （特定の地域で創業等を行う場合については3/4以内） ＜限度額＞ 補助対象経費（限度額1,000万円）に補助率を乗じた額 （特定の地域で創業等を行う場合については限度額3,000万円） ※ 特定の地域とは、帰還困難区域、特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域をさします。 ※ 申請に先立ち、認定経営革新等支援機関による事前確認が必要です。
4.	お申し込み期間
	公募期間：令和7年3月24日（月）～令和7年11月4日（火） ※公募締切【1回目】6/23（月）【2回目】9/22（月）【3回目】11/4（火）
5.	お問い合わせ先
問合せ先	福島県経営金融課
TEL	024-521-8648
FAX	024-521-8685
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/13sougyou.html

I 経営支援（2）創業／企業立地																			
N0.2	ふくしま産業活性化企業立地促進補助金																		
分類	補助制度（助成制度）																		
1.	制度概要																		
	国の補助金の対象とならない県内全域において、企業の投資活動を促進させ、「本県経済の活性化」「雇用機会の拡大」を図るため、企業（主に製造業）の工場等の立地に際し、初期投資費用（建物、機械設備の設置等の取得経費）の一部を補助します。																		
2.	対象事業者																		
	県内に工場等を新設又は増設する次のいずれかに該当する企業であって、知事が指定した企業 (1) 製造業に係る工場又は研究所を設置する企業 (2) 自ら使用するための物流施設を設置する企業 (3) 次世代自動車関連産業投資企業 (4) 成長産業投資企業 (5) カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業 (6) ICT関連産業投資企業 (7) 知事が特に認める企業																		
3.	支援内容																		
	＜補助要件＞ 投下固定資産額に応じた人数の新規地元雇用 (1) 1千万円以上：3人以上（ICT関連産業に限る） (2) 5千万円以上：3人以上（過疎地域等に立地する事業に限る） (3) 1億円以上：5人以上 (4) 10億円以上：8人以上（過疎地域等は4人以上） (5) 30億円以上：10人以上（過疎地域等は5人以上） (6) 50億円以上：50人以上（ " 10人以上） ＜補助率＞ <table><tr><td>投下固定資産に応じた補助率</td><td>【新設】</td><td>【増設】</td></tr><tr><td>(1) ICT関連産業における1千万円以上</td><td>10%</td><td>5%</td></tr><tr><td>(2) 過疎地域等における5千万円以上</td><td>10%</td><td>5%</td></tr><tr><td>(3) 1億円以上</td><td>10%</td><td>5%</td></tr><tr><td>(4) 10億円以上</td><td>15%</td><td>10%</td></tr><tr><td>(5) 50億円以上</td><td>20%</td><td>10%</td></tr></table> ※ 県が定める「次世代自動車関連産業投資企業」、「成長産業投資企業」及び「カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業」に該当する場合は、補助率を5%上乘せします。 ＜補助上限額＞ 5億円（ICT関連産業については1億円） ※募集毎に上限が異なりますので、詳細は募集要項をご確認ください。	投下固定資産に応じた補助率	【新設】	【増設】	(1) ICT関連産業における1千万円以上	10%	5%	(2) 過疎地域等における5千万円以上	10%	5%	(3) 1億円以上	10%	5%	(4) 10億円以上	15%	10%	(5) 50億円以上	20%	10%
投下固定資産に応じた補助率	【新設】	【増設】																	
(1) ICT関連産業における1千万円以上	10%	5%																	
(2) 過疎地域等における5千万円以上	10%	5%																	
(3) 1億円以上	10%	5%																	
(4) 10億円以上	15%	10%																	
(5) 50億円以上	20%	10%																	
4.	お申し込み期間																		
	調整中																		
5.	お問い合わせ先																		
問合先	福島県企業立地課																		
TEL	024-521-8523																		
FAX	024-521-7935																		
E-mail	fukushima-rittihojyo@pref.fukushima.lg.jp																		
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-fukushimasangyoukasseika.html																		

I 経営支援 (2) 創業／企業立地	
N0. 3	本社機能移転促進事業費補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	企業立地を促進し、本県経済の活性化と雇用機会の拡大を図るため、県内に本社機能に移転又は拡充する企業等に対し、移転経費本社機能移転に係る新設・増設等経費の一部を補助します。 ※本社機能：「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門」、「その他管理業務部門」、「商業事業部門の一部」、「サービス事業部門の一部」のいずれかを有する事務所、研究所又は研修所であって重要な役割を担う事業所をいいます。
2.	対象事業者
	本県内に本社機能を有する施設を新設、増設又は取得により移転又は拡充する企業であって、知事が指定した企業
3.	支援内容
	<補助対象経費> ①本社機能移転を実施する際に要する投下固定資産額(土地購入費除く) ②①に併せて実施される付帯工事費(土地造成費を除く) <交付要件> 大 企 業：投下固定資産額 3,500万円以上、常時雇用者増加数 5人以上 中小企業：投下固定資産額 1,000万円以上、常時雇用者増加数 1人以上 <補助率・交付額> 投下固定資産額×10% <補助限度額> 1社当たり1億円 ※詳細については、募集要項を御確認ください。
4.	お申し込み期間
	随時
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企業立地課
TEL	024-521-8523
FAX	024-521-7935
E-mail	investment@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/itensokushin.html

I 経営支援 (2) 創業／企業立地	
NO. 4 女性活躍オフィス立地促進事業	
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	企業が県内に新たにオフィス等を設置し、県内在住の女性を新規雇用する場合に費用の一部を支援する。
2.	対象事業者
	日本産業分類上の「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「製造業」のうち、交付要綱の規定を満たす者。
3.	支援内容
	○補助対象経費 ・女性の新規雇用分の人件費 ・オフィス等の賃貸費用（買取の場合を除く） ○補助上限（最大2年間） ・人件費 上限30万円／女性の新規雇用1人あたり ・賃借料 上限200万円／年 ○本事業の支援金の使途 ・女性が働き続けられる魅力的な環境づくりの推進に資する経費に活用すること。 （新規雇用した女性の意見を取り入れたものとする）
4.	お申し込み期間
	随時
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企業立地課
TEL	024-521-8523
FAX	024-521-7935
E-mail	fukushima-rittihojyo@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/jyoseikatsuyaku.html

I 経営支援 (2) 創業／企業立地	
N0.5	地域課題解決型起業支援事業補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	地域が抱える社会的課題を解決するため、新たに創業する者、又はSociety5.0関連業種等で第二創業する者（社会的起業家）等に対し、必要な経費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	以下①～④の要件をすべて満たすことが必要です。 ①福島県内に住む、又は令和7年2月7日までに福島県内に移住すること。 ②令和6年4月1日以降、又は令和7年2月7日までの間に、応募者本人が中小企業、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、その他法人を設立若しくは個人で開業すること、又はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で第二創業すること。又は令和6年4月1日以降、令和7年2月7日までの間に、応募者本人が法人等の役員でSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で新たに法人を設立、若しくは個人で開業すること。 ※「Society5.0」：IoT、AI、ビッグデータ、ロボット、自動走行等を活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society） 参考：内閣府Society5.0HP https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/ ※ 第二創業：これまで行っていた事業とは異なる事業を新たに始めること。 ③福島県内の地域が抱える社会的課題の解決に資する、震災復興関連事業、地域活性化関連事業、まちづくりの推進事業等の事業を自ら行うこと。 ④「社会性」「事業性」「必要性」が認められる社会的事業であること。また、起業するにあたり、デジタル技術が活用されていること。
3.	支援内容
	<補助対象経費> 従業員人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等 <補助率> 補助対象経費の 1/2以内 <補助額> 200万円以内 <その他> 採択者には、当補助金採択後から翌2月にかけて起業支援のノウハウを持つ起業サポーターが月1、2回程度訪問し、事業のブラッシュアップ等を支援します。
4.	お申し込み期間
	令和7年度の募集時期は、4月（第1回）、7月（第2回）の予定です。 決まり次第、下記お問い合わせ先ホームページでお知らせします。 ※第1回の補助採択の状況により、第2回の募集は実施しない場合があります。
5.	お問い合わせ先
問合先	（公財）福島県産業振興センター 経営支援課
TEL	024-525-4035
FAX	024-525-4036
E-mail	sien@f-open.or.jp
URL	https://www.utsukushima.net/support/establish/assistance.html

I 経営支援 (2) 創業／企業立地	
N0. 6	福島県 1 2 市町村起業支援金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	新しい地域を創り出すなどチャレンジを行う意欲のある、県外から 1 2 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）へ移住して新たに起業する者及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業する者に対し、必要な経費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	以下（１）～（３）の要件をすべて満たすことが必要です。 （１）対象者に関する要件：次に掲げる事項の<u>全て</u>に該当すること。 ① 別に定める期間において、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、社団法人、特定非営利活動法人等を新たに設立し、又は、開業届出により個人事業を開業し、その代表者となる者であること、又は別に定める期間において、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、社団法人、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。 ② 平成23年 3 月11日時点で 1 2 市町村に居住していた者（住民票がある者）以外の者であること。 ③～⑥ （※） （２）移住等に関する要件 （※） （３）事業に関する要件：次に掲げる事項の<u>全て</u>に該当すること。 ① 1 2 市町村で新たに起業する事業であること、又は Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業により実施する事業であること。 ② 別に定める期間内に新たに起業する事業、又は事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。 ③～⑤ （※） ※の要件も満たす必要がありますので、詳細はＨＰで御確認ください。
3.	支援内容
	〈補助対象経費〉人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託料、マーケティング調査費、広報費等 〈補助率〉補助対象経費の 3 / 4 以内 〈補助額〉4 0 0 万円以内
4.	お申し込み期間
	第1回 令和7年4月 1日（火）～令和7年5月30日（金） 第2回 令和7年6月 2日（月）～令和7年7月18日（金） 第3回 令和7年7月22日（火）～令和7年9月 5日（金） 第4回 令和7年9月 8日（月）～令和7年10月24日（金）
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県避難地域復興課
TEL	024-521-8439
FAX	024-523-4260
E-mail	fuku12-iju@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-kigyoushienkin.html

I 経営支援 (2) 創業／企業立地	
NO. 7	ふくしま企業移住支援事業補助金
分類	補助金
1.	制度概要
	首都圏等の企業が県内に拠点を設け、テレワークにより事業内容や取引先等を変えずに、ゆとりある勤務環境を実現する企業単位での「転職なきふくしまぐらし。」を促進するため、県外企業が県内にサテライトオフィス若しくは本社機能の全部又は一部を移転した施設（以下、「サテライトオフィス等」という。）を設置し、サテライトオフィス等での就労を目的に当該企業の社員が県外から県内に転入する場合、その施設整備に係る経費に対して補助金を交付する。
2.	対象事業者
	次の要件の全てに該当する者 (1) 県内に本社を有していない企業であって、サテライトオフィス等で勤務する社員が、主にテレワークにより事業を実施する者 (2) 本補助金により整備したサテライトオフィス等を5年以上継続して維持、又は運営する見込みがある者 (3) 本補助金により整備したサテライトオフィス等において、事業完了の日が属する年度の翌年度末までに、住民票の異動を伴い県外から県内に転入した社員を2名以上配置する者 (4) 本補助金により整備したサテライトオフィス等を拠点に、県内での社会・地域貢献活動又はC S V経営に取り組む意思のある者
3.	補助対象経費、補助率、補助上限額
	以下の補助対象経費に対して補助金を交付する。（補助率3/4、上限2,000万円 ※ただし、(1)建物取得費を含まない場合は500万円） (1) 建物取得費 (2) 改修工事費（※内装工事含む） (3) 役務費 (4) 環境整備費 ア 設備費（※設備設置に係る付帯工事を含む。） イ 消耗品費（※設備費のうち税込単価10万円未満のもの及びサテライトオフィス等開設時に最低限必要なものに限る。） (5) 賃借料
4.	お申し込み期間
	募集開始日から令和7年12月26日（金）までを予定 ※予算が上限に達した場合は、予定より早く募集を終了します。
5.	お問い合わせ先
問合せ先	福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課
TEL	024-521-7119
FAX	024-521-7912
E-mail	ui-turn@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/fukushima-kigyoiyu.html

I 経営支援 (3) 経営革新／事業承継	
NO. 1	福島県中小企業等株式上場支援補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	大学生等の地元就職や、U I J ターン就職の受け皿となる魅力ある県内企業を増やすことを目的として、福島県で株式上場を目指す企業に対して、上場申請に向けた必要経費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	日本国内の金融商品取引所での株式上場を目指す企業であって、 (1) 県内に本店又は本社を置く者 (2) 県内に本店又は本社がなく、県内に本店又は本社を移転する見込みがあり、株式上場後も、引き続き県内に本店又は本社を置く者 ※県税に未納がある者は対象となりません。 ※暴力団等と関係を有する者は対象となりません。 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業をしている者は対象となりません。
3.	支援内容
	＜対象事業＞ 補助金交付申請年度における、上場に向けた準備経費で、監査法人、公認会計士、証券会社、株式事務代行機関、IRコンサルティング会社又はコンサルティング会社等との契約締結に基づくもの。 ＜補助対象経費＞ 補助対象経費は、補助事業の実施に直接必要となる次の経費とします。 (1) 監査法人又は公認会計士に対して支払う経費（ショートレビューの実施、各種改善に関する助言、会計監査）。 (2) 証券会社に対して支払う経費（改善提案、引受審査）。 (3) 株式事務代行機関、IRコンサルティング会社又はコンサルティング会社等に対して支払う経費（株式事務の代行、企業情報の発信、各種改善に関する助言等）。 (4) その他知事が必要と認める経費。 ※ 消費税及び地方消費税は補助対象となりません。 ＜補助限度額＞ ・ 補助対象経費の1/2以内（補助上限500万円。ただし、予算の範囲内） ・ 1社あたりの累計補助上限額は2,500万円となります。
4.	お申し込み期間
	令和7年10月31日（金）まで 1次申請締切 令和7年 5月30日 2次申請締切 令和7年 7月31日 3次申請締切 令和7年10月31日
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県商工総務課
TEL	024-521-7270
FAX	024-521-7930
E-mail	syokosomu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/

I 経営支援 (3) 経営革新／事業承継	
N0. 2	ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業（小規模企業枠）
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	小規模企業者や商店街等の創意工夫ある取組に対し、地域に密着した商工団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）が、計画づくりから事業実施後のフォローアップまで一体的な支援を行うとともに、取組に必要な経費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	小規模企業者等 ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合同会社等） ・個人事業主 ・事業協同組合 等
3.	支援内容
	<要件> 県内の小規模企業者等が行う以下の取組 ① 円滑な事業承継 ②デジタル化対応 ② 販路開拓及び生産性向上 ④創業後の経営安定化 ⑤ 防災・減災対応 <支援内容> ①円滑な事業継承タイプ（補助率 3/4以内、補助上限 50万円） ②デジタル化対応タイプ（補助率 3/4以内、補助上限 30万円） ③創業後の経営安定化タイプ（補助率 2/3以内、補助上限 30万円） ④販路開拓及び生産性向上タイプ（補助率 2/3以内、補助上限 30万円） ⑤防災・減災対応タイプ（補助率 2/3以内、補助上限 30万円）
4.	お申し込み期間
	令和7年度5月～6月募集予定
5.	お問い合わせ先
問合せ先	福島県県経営金融課
TEL	024-521-7288
FAX	024-521-7931
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/

I 経営支援 (3) 経営革新／事業承継	
NO. 3	ふくしま中小企業者等D X伴走支援事業
分類	補助制度・伴走支援
1.	制度概要
	県内中小企業者等を対象にD X（デジタルトランスフォーメーション）に対する理解を促進させるとともに、デジタル技術等に関し知見を有する者（以下、「専門家」という）による伴走支援を行うことで企業のD Xを推進し、経営課題の解決に取り組む。
2.	対象事業者
	県内に本店又は支店等を有する者で次の各号に掲げる者 ①商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定められる小規模事業者、または、中小企業支援法第2条第1項に定められる中小企業者、もしくは、中小企業団体の組織に関する法律第3条で定められる中小企業団体（事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）、商店街振興組合法第2条に定める商店街振興組合及び連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化法及び振興に関する法律第3条に定める生活衛生同業組合及び連合会 ②前号に該当しない団体等であって当該団体等のD Xの推進を支援することが県内企業の成長・発展に寄与すると知事が認める者
3.	支援内容
	事務局において中小企業者等に対しヒアリングを行い、経営課題を具体化した上で、その解決に資する専門家をマッチングし、当該専門家が伴走支援しながら企業のD Xを推進、経営課題の解決を目指します。 ・伴走支援期間 - ア 7か月程度（業務効率化D X伴走支援） - イ 7か月程度（経営変革D X伴走支援） ※専門家による伴走支援は無料です。 ・伴走支援の対象となった事業者は、機械設備やデジタルツールの導入など、別途経費が生じる場合は事業費の一部について補助を受けることができます。 ＜補助率＞ 補助対象経費の2/3以内 補助上限額 500千円
4.	お申し込み期間
	令和7年7月～8月頃にD Xの理解促進と伴走支援内容を説明するセミナーを県内3方部で開催し、セミナー参加事業者等から伴走支援の希望事業者を募ります。
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県県経営金融課
TEL	024-521-7288
FAX	024-521-7931
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/

I 経営支援 (3) 経営革新／事業承継	
N0. 4	事業者向け省エネ設備更新事業補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	県内に事業所を有する事業者の省エネルギー推進に資する設備（省エネ設備）の更新に要する経費の一部を補助する。
2.	対象事業者
	①商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定められる小規模企業者 ②中小企業支援法第2条第1項に定められる中小企業者 ③中小企業団体の組織に関する法律第3条で定められる中小企業団体（事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）、商店街振興組合法第2条に定める商店街振興組合及び連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化法及び振興に関する法律第3条に定める生活衛生同業組合及び連合会 ④「①～③」のほか県内に事業所を置き事業活動を行う者で、その他知事が定める者
3.	支援内容
	＜補助要件＞ ア 県内で事業活動を行っており、省エネ設備の更新を行う建物又は設備を所有（賃借している建物を含む）していること。 イ 県が実施する省エネに関する事業において、事例発表等に協力すること。 ウ 福島県環境共生課が実施する「ふくしまゼロカーボン宣言」事業に参加すること。 ＜補助対象となる省エネ設備＞ 高効率照明（LED等）【既存設備の更新に限る】 ＜補助対象経費＞ ・省エネ設備の更新を行うために必要な消耗品、備品の購入費 ・省エネ設備の更新を行うために必要な工事請負費 ・省エネ設備の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用 ・省エネ設備の更新を行うために知事が必要と認める経費 ＜補助率＞ 補助対象経費の1/2以内、補助上限額 800千円
4.	お申し込み期間
	令和7年度5月～6月募集予定
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県経営金融課
TEL	024-521-7288
FAX	024-521-7931
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/energy-device-upgrade.html

I 経営支援 (3) 経営革新／事業承継	
N0.5	福島県中小企業等エネルギー削減支援補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	エネルギー価格高騰に耐え得る足腰の強い中小企業等への変革を促進し、地域経済の持続的成長の実現を図るため、県内の中小企業等が実施する省エネルギー効果の高い設備・機械等への更新を支援します。
2.	対象事業者
	県内の中小企業等（中小企業、組合等）
3.	支援内容
	<補助要件> ①更新機器・既存機器のエネルギー消費量を比較し、製品カタログ等の数値により減少していること。 ②令和5年11月以降の連続する任意の3か月間の光熱費・燃料代の支払い額が、令和3年11月から令和5年10月までの間のいずれかの同時期の3ヵ月と比較し、上回っていること。 <補助上限額> 3,000千円（補助下限額200千円） <補助率>2/3 <補助対象等> ①高効率照明（LED等）への更新、②空調設備の更新、③電気冷蔵庫、冷凍庫の更新、④その他業務に必要な機械設備等の更新、⑤特殊車両等の更新
4.	応募期間
	令和7年3月34日～5月23日（金）17：00（期間内であっても、応募申請額が予算額に達した時点で申請を締め切ります。）＊応募申請は、電子申請のみで受け付けます。
5.	お問い合わせ先
問合先	エネルギーコスト削減補助金事務局（福島県中小企業団体中央会経営支援課）
TEL	0120-853-775（コールセンター） 受付時間9：30～17：30（土日祝日を除く）
FAX	—
E-mail	—
URL	https://fukushima-energycost.jp/

I 経営支援 (3) 経営革新／事業承継	
N0. 6	キャッシュレス決済端末導入支援事業
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	県内企業のキャッシュレス決済端末導入率上昇のため、各商工団体と連携し、キャッシュレス決済の普及に向けて県内中小企業者等の意識醸成を図るとともに、キャッシュレス決済端末販売会社を通じてキャッシュレス決済機器導入の支援を行う。
2.	対象事業者
	(1) キャッシュレス決済端末購入事業者 ・現在キャッシュレス決済端末（クレジットカード読み取り機能がある機器）を所有しておらず、今回初めて端末を導入するもの ・県内で事業をしている中小企業者等であるもの (2) キャッシュレス決済端末販売会社 ・キャッシュレス決済端末を取り扱っており、今後も継続的にキャッシュレス決済端末購入事業者が決済端末を使用する際のサポートを行う意思があるもの ・県内に営業所、事業所等があるもの
3.	支援内容
	(1) セミナー・ワークショップの開催 キャッシュレス決済導入に係る事業者側の不慣れ感、不安感の解消や導入のメリット（業務の効率化、売上向上、顧客数の増）等について、キャッシュレス決済事業者や中小企業診断士等によるセミナーやワークショップを開催する。 【開催場所・時期】 後ほどホームページ等で公表します (2) 補助制度の実施 キャッシュレス決済導入を希望する事業者に対し、キャッシュレス決済端末販売会社を通じて、費用の一部を補助する。 【補助額】 補助上限額150千円（補助率1/2） 【補助対象経費】 ・キャッシュレス決済対応レジスター ・付属機器（バーコードリーダー、Wi-Fiルーター等） ・設定手続きにかかる手数料 ※機器導入費用の捻出が難しい場合は、機器レンタル会社を紹介することもできるので、そちらの活用もご検討ください。
4.	お申し込み期間
	後ほどホームページ等で公表します
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県経営金融課
TEL	024-521-8650
FAX	024-521-8685
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	後ほど下記経営金融課ホームページにて公表します https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/

I 経営支援 (4) 経営安定／事業再生	
N0.1	特別高圧電力利用事業者支援事業
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	電気料金高騰の影響を受けている県内の特別高圧電力を利用している事業者（中小企業）に対して、電気料金の一部を支援する。
2.	対象事業者
	県内で特別高圧電力を利用している事業所を有する中小企業及び商業施設に入居している中小企業のテナント ※ただし、みなし大企業は除く
3.	支援内容
	<補助要件> 特別高圧電力を契約し、利用していること。 ※詳細は福島県企業立地課ホームページを参照願います。 【URL】 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/ehv-subsidy.html <対象期間> 令和7年1月～令和7年3月 <支援額> 令和7年1月～令和7年2月の電気使用量に1.3円/kWhを乗じた額及び 令和7年3月の電気使用量に0.7円/kWhを乗じた額。 <補助上限額> 製造業等一般事業者 20,000千円以内 発電事業者 1,300千円以内
4.	お申し込み期間
	令和7年5月～令和7年6月
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企業立地課
TEL	024-521-8523
FAX	024-521-7935
E-mail	fukushima-rittihojyo@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/ehv-subsidy.html

I 経営支援 (4) 経営安定／事業再生	
NO. 2 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 (一般枠)	
分類	補助制度 (助成制度)
1.	制度概要
	東日本大震災や原子力災害により被害を受けた県内中小企業等の皆様が、グループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備をするために必要となる経費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	＜警戒区域等見直し地域 (移転再開) 又は津波浸水地域向け＞ (1) 警戒区域等が見直された地域 (双葉郡8町村、田村市、南相馬市、川俣町、飯館村) から県内の他地域へ移転し事業を再開する事業者 (2) 津波浸水地域内の事業者 : いわき市、相馬市、新地町 ※1 大企業 (みなし大企業を含む) については、グループの構成員としての参加は可能ですが、補助金は交付しませんので、ご注意ください。 ※2 注意事項 : 交付決定後に契約・発注する事業が対象となります。 ※3 復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限られます。
3.	支援内容
	＜要件 ((1) ～(3) すべてに該当すること＞ (1) 複数の中小企業等から構成される集団 (中小企業等グループ) であること。 (2) サプライチェーン型、経済・雇用効果大型、基幹産業型、商店街型のいずれかの機能を有し、当該グループ構成員が東日本大震災等により事業所の全部又は一部に甚大な被害があるなどグループ機能に重大な支障が生じていること。 (3) 当該グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること。 ＜補助対象経費＞ 東日本大震災等で被害を受けた施設及び設備であって、復興事業計画に基づき事業を行うために不可欠な県内の施設及び設備の復旧・整備、新分野事業の実施、共同店舗の新設等及びこれらに付随する環境整備、イベント開催に要する経費。 ※1 施設例 : 倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、原材料置場等 ※2 設備は復興事業に係る事業の用に供する設備で、資産として計上するもの ※3 新分野事業の例 : 新商品ラインへの転換、新商品・新サービス開発、新市場開拓調査など ＜補助率＞ 中小企業者 : 3/4以内 ※ 4 「被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金」 (P38) を併用できます。
4.	お申し込み期間
	公募期間 : 令和 7 年 4 月 7 日 (月) ～令和 7 年 10 月 31 日 (金) ※公募締切【1回目】6/6 (金) 【2回目】10/31 (金) ※津波浸水地域内の事業者の新規申請は、令和 7 年度で受付終了となります。
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県経営金融課
TEL	024-521-8644
FAX	024-521-8684
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/group00.html

I 経営支援 (4) 経営安定／事業再生	
NO. 3	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（特別枠）
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	東日本大震災や原子力災害により被害を受けた県内中小企業等の皆様が、グループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備をするために必要となる経費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	＜警戒区域等見直し地域（帰還再開）向け＞ 警戒区域等が見直された地域（双葉郡8町村、田村市、南相馬市、川俣町、飯舘村）に帰還して事業を再開する事業者。 また、警戒区域等が見直された地域内で移転して事業再開する場合、所在市町村長及び移転先市町村長の了解があれば対象とする。 ※注意事項：交付決定後に契約・発注する事業が対象となります。
3.	支援内容
	＜要件（（1）～（3）すべてに該当すること＞ （1）複数の中小企業等から構成される集団（中小企業等グループ）であること。 （2）サプライチェーン型、経済・雇用効果大型、基幹産業型、商店街型、コミュニティ再生型のいずれかの機能を有し、当該グループ構成員が、東日本大震災等により事業所の全部又は一部に甚大な被害があるなどグループ機能に重大な支障が生じていること。 （3）当該グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること。 ＜補助対象経費＞ 東日本大震災等で被害を受けた施設及び設備で、復興事業計画に基づき事業を行うために不可欠な県内の施設及び設備の復旧・整備、新分野事業の実施、共同店舗の新設等及びこれらに付随する環境整備、イベント開催に要する経費。 ※1 施設例：倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、原材料置場等 ※2 設備は復興事業に係る事業の用に供する設備で、資産として計上するもの ※3 新分野事業の例：新商品ラインへの転換、新商品・新サービス開発、新市場開拓調査など ＜補助率＞ 中小企業者：3/4以内、中小企業者以外：1/2以内 ※4 「被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金」（P38）を併用できます。 ※5 避難解除等区域から県内の他地域へ移転してグループ補助金を活用し、施設を整備し事業再開した事業者が、区域見直し等の理由により、改めて区域内に戻って施設を復旧する場合に、区域外に整備した施設を売却、賃貸を行うなどして、得た収入等の範囲内で既に交付を受けた補助金の一部返納等を行うことを条件に、再度、当該補助金を活用することができます。
4.	お申し込み期間
	公募期間：令和7年4月7日（月）～令和7年10月31日（金） ※公募締切【1回目】6/6（金）【2回目】10/31（金） ※津波浸水地域内の事業者の新規申請は、令和7年度で受付終了となります。
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県経営金融課
TEL	024-521-8644
FAX	024-521-8684
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/group00.html

I 経営支援 (4) 経営安定／事業再生	
NO. 4	福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	12市町村において原子力災害によって被災した中小・小規模事業者の皆様の事業・生業の再建を支援し、併せて当該地域における働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する初期投資費用の一部を補助します。
2.	対象事業者
	震災時に12市町村内で事業を行っていた中小事業者。 <要件> (1) 12市町村内において事業再開（転業再開を含む）や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合 (2) 原子力災害後休業していた者又は休業していたとみなせる者で、12市町村外（福島県外含む）にて事業再開（転業再開を含む）する場合 ※ 交付決定後に契約・発注する事業が対象となるが、一定の要件を満たした上で、あらかじめ県の承認を受けた場合に限り、交付決定前の着手が可能。
3.	支援内容
	<補助対象経費> (ア) 人件費：本補助金に直接従事する従業員に対する給与、賃金 (イ) 施設：生産・加工・販売施設、その他事業再開に不可欠と認められる施設 (ウ) 設備：補助事業者の事業再開の用に供する設備 (エ) 土地：土地購入費、土地整備費、建物取壊し・撤去費、土地賃借費 (オ) 新商品・新サービス開発：試作に係る原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費等 (カ) 市場開拓調査：委託費（マーケティング調査費等）、広報費等 (キ) 宿舍整備（要件に該当する事業者のみ）：宿舍及び備付けの設備にかかる費用、土地購入費 <補助率> 要件(1)の場合：3/4以内（特定の地域で事業再開等を行う場合は4/5以内） 要件(2)の場合：1/3以内（特定の地域で事業再開等を行う場合は3/4以内） <補助対象経費の限度額> 1,000万円 ただし、市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして、国が別途定める要件を満たすことを、市町村が確認した者については、3,000万円（特定の地域で事業再開等を行う場合については4,000万円）。 ※ 特定の地域とは、帰還困難区域、特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域をさします。 ※ 申請に先立ち、認定経営革新等支援期間による事前確認が必要です。
4.	お申し込み期間
	公募期間：令和7年3月24日（月）～令和7年10月14日（火） ※公募締切【1回目】5/12（月）【2回目】8/18（月）【3回目】10/14（火）
5.	お問い合わせ先
問合せ先	福島県経営金融課
TEL	024-521-8648
FAX	024-521-8685
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/jigyousaikai14-koubo.html

I 経営支援 (4) 経営安定／事業再生	
NO. 5 中小企業等復旧・復興支援事業	
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた県内中小企業等の皆様が、空き工場・空き店舗等を借りて事業再開（仮操業）するために必要となる経費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	原子力発電所事故に伴う「避難指示区域等」に工場・店舗等があったこと。 ※「避難指示区域等」とは、原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点及び緊急時避難準備区域を指します。 ※ 区域の見直し後についても、対象とします。 ※ 令和7年度対象町村は、「富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村」で被災された事業者のみとなります。
3.	支援内容
	<補助対象経費>（原状を回復するための経費に限ります。） (1) 空き工場・空き店舗等の借り上げ費用 (2) 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用 (3) 空き工場・店舗等の改装費用 (4) 代替設備の借り上げ費用 (5) 帰還に係る移設費用及び改装費用 ※ (1) の費用を伴わない申請は対象外です。 ※ (2) (3) (4) の費用について申請できるのは原則1回限りです。 <補助率> 補助対象経費の3/4以内 <補助金額> 25万円以上500万円まで (製造業者の場合、50万円以上2,500万円まで)
4.	お申し込み期間
	令和7年6月～7月予定
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企業立地課
TEL	024-521-7882
FAX	024-521-7935
E-mail	investment@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/kentanhojo.html

I 経営支援 (5) 商品開発／販路開拓	
NO. 1	ふくしま産業応援ファンド事業
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	県内中小企業者の新製品・新技術及びその構想について、市場調査、事業可能性調査及び開発に必要な経費の一部を助成します。
2.	対象事業者
	県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者
3.	支援内容
	(1) 事業可能性等調査事業 新製品や新技術及びその構想に関する事業可能性の調査など、開発等に必要な事前調査事業 【助成率】1/2以内 【助成限度額】1,000千円 【助成期間】交付決定の日から翌年の7月末日まで (2) 技術開発事業 新たな技術やデザインの開発並びに既存技術を活用した新製品・新技術の開発、試作品の開発・改良など、事業化に向け必要な開発等事業 【助成率】1/2以内 【助成限度額】5,000千円 【助成期間】交付決定の日から翌年の7月末日まで (3) 販路開拓事業 新製品等（上市3年間以内）の市場評価の収集や展示会への出展、販路開拓のための広報など販路開拓に必要な事業 【助成率】1/2以内 【助成限度額】1,000千円 【助成期間】交付決定の日から翌年の7月末日まで
4.	お申し込み期間
	<次回募集> 申請書提出期間：令和7年7月下旬～9月下旬を予定 （その後、令和8年2月上旬～3月中旬の募集を予定） ※事前相談は随時行っております
5.	お問い合わせ先
問合先	（公財）福島県産業振興センター技術支援部【テクノ・コム】
TEL	024-959-1929
FAX	024-959-1889
E-mail	f-tech@f-open.or.jp
URL	https://fukushima-techno.com/r/

I 経営支援（6）海外展開／知的財産	
NO. 1	特許等調査・出願経費助成事業
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	他社や市場の動向等を把握しながら戦略性を持って研究開発を行い、効率的かつ早期に成果に結びつけることができるよう、特許等の調査費用に加え、出願に関する代理人費用等の一部を助成する。
2.	対象事業者
	福島県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者
3.	支援内容
	<対象経費> (1) 調査費用 ・特許等の調査に係る費用（実施可否調査、先行技術調査、特許性調査など） (2) 出願関係費用 ・出願に関する代理人費用（明細書・図面等作成費用、納付手数料など） ・出願手続きに係る費用（印紙代等） ※出願に係る費用以外（審査手数料、特許料、登録料等）は対象外 <助成額> 助成率：1／2以内 助成上限額：総額400～1,150千円 ※ただし、以下の対象経費区分毎の上限を超えないこと ①特許等の調査に係る費用：上限150千円 ②出願関係費用：1件あたり上限250千円 ※県内に本社機能がある（出願人の住所が県内）の場合、1つの案件に関連する特許等について複数の出願も助成対象（出願関連費用の助成上限額は総額1,000千円） <助成対象事業期間> 令和7年4月1日から令和8年2月末日まで
4.	お申し込み期間
	第1回目：令和7年5月下旬～6月下旬 第2回目：令和7年9月中旬～10月下旬 3次募集がある場合は、下記お問い合わせ先ホームページでお知らせします。
5.	お問い合わせ先
問合先	（公財）福島県産業振興センター技術支援部【テクノ・コム】
TEL	024-959-1929
FAX	024-959-1889
E-mail	f-tech@f-open.or.jp
URL	https://fukushima-techno.com/d/

I 経営支援 (6) 海外展開／知的財産	
N0. 2	特許料等の特例及び国際出願に係る手数料の特例
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	特許法に基づき、福島イノベーション・コースト構想の重点分野において、認定福島復興再生計画で定める福島国際研究産業都市区域の中小企業者等が新技術の開発に関する試験研究等を進める事業について、対象期間内に申請する新たな特許に係る国内特許の特許料等や国際出願に係る手数料等を軽減します。
2.	対象事業者
	福島イノベーション・コースト構想の重点分野である、「廃炉」「ロボット・ドローン」「エネルギー・環境・リサイクル」「農林水産業」「医療関連」及び「航空宇宙」の各分野に係る事業を実施するとともに、以下のいずれかに該当する中小企業者 (1)「福島国際研究産業都市区域（※福島県浜通り地域等15市町村）」に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業 (2)「福島国際研究産業都市区域（※福島県浜通り地域等15市町村）」の企業、国立研究開発法人、公設試験研究機関、高等教育機関と連携する日本国内の企業
3.	支援内容
	<国内出願> 出願審査請求料、特許料（1～10年）：1/4に軽減 <国際出願> 送付手数料・調査手数料、予備審査手数料：1/4に軽減 国際出願手数料、取扱手数料：納付金額の3/4相当額を交付 ※国際出願の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願する時が対象。 ※2028年3月31日（福島復興再生計画の期間終了日から起算して2年以内）までに出願されたものに限る。
4.	お申し込み期間
	随時
5.	お問い合わせ先
問合先	(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構 産業集積部 産業連携支援課
TEL	024-581-6890
FAX	024-581-6898
E-mail	sangyo-renkei@fipo.or.jp
URL	https://www.fipo.or.jp/wp-content/uploads/2021/12/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%96%99%E7%AD%89%E3%81%AE%E7%89%B9%E4%BF%8B%E7%BC%88%E6%A6%82%E8%A6%81%E8%AA%AC%E6%98%8E%E7%BC%89.pdf

I 経営支援 (6) 海外展開／知的財産	
N0.3	ものづくり企業海外展開支援事業補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	アジア地域を中心に海外で開催される工業製品関連の商談会等へ参加する県内の製造業を営む中小企業者に対して、出展費用等に係る経費を補助します。
2.	対象事業者
	以下の要件を全て満たす中小企業者とします。 (1) 製造業を営む者（食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を除く） (2) 県内に本社又は工場等を有する者 (3) 自社製品・技術の提案が可能であると認められる者 (4) 「パートナーシップ構築宣言」を行いポータルサイト上で公表されている者
3.	支援内容
	<対象事業> 補助の対象となる商談会等は、以下のいずれにも該当するものとします。 ・ 申請年度における商談会等で、補助対象者以外の者が開催するもの ・ 常設の商談会等でないこと。 ・ 補助対象者が本要綱と同様の趣旨で交付される国、県その他公共団体の補助金等による支援を受けて出展する商談会等でないこと。 <補助対象経費> 補助対象経費は、補助事業の実施に直接必要となる次の経費とします。 (1) 出展料（小間代、又は小間代を含む基本装飾パッケージ料金） (2) 通訳雇用費 (3) 出品物の輸送費（サンプル品や販促物品が対象。販売商品は対象外） (4) 航空券代 (5) 宿泊料 ※ 消費税及び地方消費税は補助対象となりません。 <補助限度額> 補助対象経費の1/2以内（補助上限50万円。ただし、予算の範囲内） <採択予定件数> 6社程度（ただし、当該年度の予算の範囲内。）
4.	お申し込み期間
	令和7年4月中旬予定
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県商工総務課
TEL	024-521-7270
FAX	024-521-7930
E-mail	syokosomu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/

I 経営支援 (7) 商業・まちづくり	
N0.1	ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業（商店街枠）
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	小規模企業者や商店街等の創意工夫ある取組に対し、地域に密着した商工団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）が、計画づくりから事業実施後のフォローアップまで一体的な支援を行うとともに、取組に必要な経費の一部を補助します。
2.	対象事業者
	商店街組織等 (1) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会などの商店街組織 (2) 事業協同組合等において組織された商店街組織 (3) 商店街等の活性化を目的とした小規模企業者のグループ 等
3.	支援内容
	<要件> 商店街組織等が行う以下の取組 (1) 商店街機能の維持・高度化 (2) 買物困難者支援 <支援内容> (1) 商店街機能維持・高度化タイプ（補助率 2/3以内、補助上限150万円） (2) 買い物困難者支援タイプ（補助率 2/3以内、補助上限 200万円）
4.	お申し込み期間
	募集開始時期は、県ホームページでお知らせします。
5.	お問い合わせ先
問合せ先	福島県商業まちづくり課
TEL	024-521-7299
FAX	024-521-8886
E-mail	shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/

Ⅱ 金融支援	
NO. 1	福島県中小企業制度資金「ふくしま産業育成資金」 ～カーボンニュートラル枠～
分類	融資制度
1.	制度概要
	省エネ設備、再エネ設備等、温室効果ガスの排出抑制に資する設備の導入やカーボンニュートラル分野の研究開発に要する資金需要に応えるため、既存の制度資金「ふくしま産業育成資金」の融資枠の一部を活用して「カーボンニュートラル枠」を設定。
2.	対象事業者
	県内に事業所を有する、かつカーボンニュートラルに関する事業計画書を提出した中小企業者 〈カーボンニュートラル枠の対象となる設備等〉 (1) 省エネルギー設備 ・熱源設備・熱搬送設備（高効率ボイラー、ヒートポンプなど） ・空調設備・換気設備（高効率空調、外気冷房システムなど） ・給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備（高効率給湯器など） ・発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備（エネファームなど） ・照明設備（LEDなど） ・建物設備（高断熱ガラス、建物の断熱強化など） ・BEMS（ビルエネルギー管理システム） (2) 再生可能エネルギー設備 太陽光発電、風力発電、小水力発電、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電など (3) 蓄電池（リチウムイオン電池など） (4) 電動車 電気自動車等の導入、電気自動車等に係る燃料供給設備等の設置など (5) その他 カーボンニュートラルの実現に資する設備資金、研究開発に係る運転資金
3.	支援内容
	(1) 資金使途 運転資金、設備資金 ※カーボンニュートラルに向けた取り組みに必要なものに限る。 (2) 融資限度 5,000万円 （運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度） (3) 融資期間 10年以内（うち据置1年以内） (4) 融資利率 固定 年1.3%以内 (5) 保証料率 年0.35～1.35%（必ず信用保証協会の保証付きとなります。） (6) 担保 審査により必要になる場合があります。 (7) 保証人 原則、法人代表者以外は不要
4.	お申し込み期間
	（お取り扱い期間）随時
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県経営金融課
TEL	024-521-7288
FAX	024-521-7931
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/sangyouikusei.html

Ⅱ 金融支援	
NO. 2	福島県中小企業制度資金「ふくしま産業育成資金」 ～女性活躍応援枠～
分類	融資制度
1.	制度概要
	女性活躍に係る取組により、認定・認証を取得している企業に対して、低利での資金調達を可能とするため、既存の制度資金「ふくしま産業育成資金」の融資枠の一部を活用して「女性活躍応援枠」を設定。
2.	対象事業者
	「ふくしま女性活躍応援宣言」の賛同企業として登録されており、女性活躍に係る取組について、次の認定・認証を受けている者。 ① 「福島県次世代育成支援企業認証」を取得している者 ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし認定」を取得している者 ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を取得している者
3.	支援内容
	(1) 資金使途 運転資金、設備資金 (2) 融資限度 5,000万円（運転・設備を併用する場合は5,000万円を限度） (3) 融資期間 10年以内（うち据置1年以内） ※「えるぼし認定」「くるみん認定」を取得している場合は、設備資金に限り15年以内 (4) 融資利率 固定 年1.3%以内 ※「えるぼし認定」「くるみん認定」を取得している先は固定年1.2%以内 (5) 保証料率 年0.35～1.35%（必ず信用保証協会の保証付きとなります。） (6) 担保 審査により必要になる場合があります。 (7) 保証人 原則、法人代表者以外は不要
4.	お申し込み期間
	（お取り扱い期間）随時
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県経営金融課
TEL	024-521-7288
FAX	024-521-7931
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/sangvouikusei.html

Ⅱ 金融支援	
NO. 3	福島県中小企業制度資金「ふくしま産業育成資金」 ～賃上げ促進枠～
分類	融資制度
1.	制度概要
	従業員の賃上げに取り組む企業に、低利での資金調達を可能とするため、既存の制度資金「ふくしま産業育成資金」の融資枠の一部を活用して「賃上げ促進枠」を設定。
2.	対象事業者
	直近決算期と比較して従業員にかかる人件費（給与、賃金＋賞与）が2.5%以上増加している者。（直近決算が前年度決算から既に2.5%増加している者も対象） ※月次試算表等において、前年同月との比較で増加を確認することも可。
3.	支援内容
	(1) 資金使途 運転資金、設備資金 (2) 融資限度 5,000万円（運転・設備を併用する場合は5,000万円を限度） (3) 融資期間 10年以内（うち据置1年以内） (4) 融資利率 固定 年1.3%以内 (5) 保証料率 年0.35～1.35%（必ず信用保証協会の保証付きとなります。） (6) 担保 審査により必要になる場合があります。 (7) 保証人 原則、法人代表者以外は不要
4.	お申し込み期間
	（お取り扱い期間）随時
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県経営金融課
TEL	024-521-7288
FAX	024-521-7931
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/sangyouikusei.html

Ⅱ 金融支援	
N0. 4	福島県中小企業制度資金「ふくしま復興特別資金」
分類	融資制度
1.	制度概要
	東日本大震災及び原子力災害により事業活動に影響を受けた県内中小企業の皆様を支援する融資制度で、国の東日本大震災復興緊急保証等を活用しています。
2.	対象事業者
	(1) 県内に事業所を有する中小企業者で、信用保証協会の東日本大震災復興緊急保証の要件を満たすものと認められ、次のA～Cのいずれかを満たす者。 A 東日本大震災による災害（地震・津波等）により県内事業所等に損害を受けたこと。（市町村が発行する罹災証明書が必要） B 原子力発電所事故による警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域が公示された時に当該区域内に事業所を有していたこと。（住所地を確認できる書類が必要） C 最近3ヶ月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。）が震災前の同期に比して、10%以上減少していること。ただし、震災後に事業活動に震災の影響を受けた場合は、その影響を受ける直前の同期との比較を認める。（市町村が発行する認定書が必要）
3.	支援内容
	<資金使途> 運転資金、設備資金 （上記「2 対象事業者」の「(1)」の要件に該当する場合、責任共有制度を除く保証協会の保証付き既存借入金の借換・一本化が可能です。） <融資限度> 8,000万円 （運転資金と設備資金を併用する場合は、8,000万円を限度） <融資期間> 15年以内（うち据置3年以内） <融資利率> 固定 年1.5%以内 <保証料率> 年0.5%（責任共有制度の対象外で100%保証されます。） 必ず、信用保証協会の保証付きとなります。 <担保> 審査により必要になる場合があります。 <保証人> 法人の場合：1名以上、個人の場合：必要により （どちらも、原則として第三者保証人は不要です。）
4.	お申し込み期間
	令和8年3月31日融資実行分まで
5.	お問い合わせ先
問合先	経営金融課
TEL	024-521-7288
FAX	024-521-7931
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/hukkoutokubetu.html

Ⅱ 金融支援	
NO. 5	原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」 (1) 県内移転先での事業継続・再開向け融資
分類	融資制度
1.	制度概要
	原子力災害の帰還困難区域等から移転を余儀なくされた中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子・無担保で融資します。
2.	対象事業者
	平成23年3月11日時点で、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に事業所を有し、県内の移転先において事業を継続・再開する方。 なお、原則として避難指示解除から11年後まで貸付申請が可能（平成27年3月31日以前に避難指示等が解除された区域は、令和8年3月31日まで）
3.	支援内容
	<資金用途> 県内の移転先において、事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金） <融資限度> 3,000万円以内 <融資期間> 20年以内（うち据置5年以内） <融資利率> 無利子 <担保> 無担保 <保証人> 法人の場合：代表者保証、個人の場合：不要 <審査期間> 申し込みから貸付決定まで、2週間～4週間程度 <繰上償還> 随時可・手数料無料
4.	お申し込み期間
	お取り扱い中
5.	お問い合わせ先
問合せ先	(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム
TEL	024-525-4019
FAX	024-525-4079
E-mail	soumu@f-open.or.jp
URL	https://www.utsukushima.net/reconstruction/specific_area.html

Ⅱ 金融支援	
NO. 6	原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」 (2) 避難解除区域等での事業継続・再開向け融資
分類	融資制度
1.	制度概要
	避難指示区域及び避難指示が解除された区域に事業所を有する中小企業者等が、当該区域において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子・無担保で融資します。
2.	対象事業者
	平成23年3月11日時点で、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点、旧屋内退避区域及び旧緊急時避難準備区域に事業所を有し、当該区域内において事業を継続・再開する方。 なお、原則として避難指示解除から11年後まで貸付申請が可能（平成27年3月31日以前に避難指示等が解除された区域は、令和8年3月31日まで）
3.	支援内容
	<資金用途> 避難指示が解除された区域又は避難指示解除準備区域等で事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金） <融資限度> 3,000万円以内 <融資期間> 20年以内（うち据置5年以内） <融資利率> 無利子 <担保> 無担保 <保証人> 法人の場合：代表者保証、個人の場合：不要 <審査期間> 審査期間 申し込みから貸付決定まで、2週間～4週間程度 <繰上償還> 随時可・手数料無料
4.	お申し込み期間
	お取り扱い中
5.	お問い合わせ先
問合先	(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム
TEL	024-525-4019
FAX	024-525-4079
E-mail	soumu@f-open.or.jp
URL	https://www.utsukushima.net/reconstruction/specific_area.html

Ⅱ 金融支援	
N0. 7	原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」 (3)福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の交付を受けて事業再開・展開等を行うための融資
分類	融資制度
1.	制度概要
	12市町村において原子力災害によって被災した中小企業等が、事業の再開・展開等を行うために必要な資金を無利子・無担保で融資します。
2.	対象事業者
	震災時に12市町村で事業を行っていた中小企業等で、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」（以下「事業再開等補助金」という。）の交付を受けて福島県内外において事業の再開・展開等を行う方
3.	支援内容
	<資金使途> 「事業再開等補助金」の交付対象事業の実施に必要な資金（設備資金、新規投資や販路開拓等） <融資限度> 「事業再開等補助金」の「補助対象事業費＋消費税－補助決定額」で計算された額とします。 ただし、補助対象事業費が「事業再開等補助金」の交付要綱に定める補助対象上限額を超える場合には、補助対象事業費を補助対象上限額に置き換えて計算される額とし、消費税は補助対象上限額に対応した額といたします。 <融資期間> 20年以内（うち据置5年以内） <融資利率> 無利子 <担保> 無担保 <保証人> 法人の場合：代表者保証、個人の場合：不要 <審査期間> 申し込みから貸付決定まで、約2週間～4週間程度 <繰上償還> 繰上償還 随時可・手数料無料
4.	お申し込み期間
	お取り扱い中
5.	お問い合わせ先
問合先	(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム
TEL	024-525-4019
FAX	024-525-4079
E-mail	soumu@f-open.or.jp
URL	https://www.utsukushima.net/reconstruction/specific_area.html

Ⅱ 金融支援	
N0. 8	被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金
分類	融資制度
1.	制度概要
	東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、（公財）福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の融資を行います。
2.	対象事業者
	以下の(1)～(4)いずれかに該当すること) (1) 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」(N0. (4) 2～3) の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者 (2) 施設復旧事業を行う商工会・県商工会連合会・商工会議所 (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者 (4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備補助事業：民設商業施設整備型）の交付決定を受けた補助事業者（被災中小企業者分に相当する範囲に限る
3.	支援内容
	<資金用途> 建物、構築物又は設備(原則、資産計上されるもの)の整備資金 <融資期間> 20年以内（うち据置5年以内) <融資利率> 無利子 <自己負担> 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額 <担保> 原則として貸付対象施設を担保として徴求します。 (審査により追加担保が必要になる場合があります。) <保証人> 原則として法人の場合は代表者保証、個人の場合は不要。 (組合等の場合には、限度額連帯保証制度による複数の連帯保証人をお願いする場合があります。)
4.	お申し込み期間
	お取り扱い中
5.	お問い合わせ先
問合先	(公財)福島県産業振興センター 企業振興部 資金支援課
TEL	024-525-4075
FAX	024-525-4079
E-mail	soumu@f-open.or.jp
URL	https://www.f-open.or.jp/reconstruction/facility.html

Ⅱ 金融支援	
N0. 9	地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）
分類	融資制度
1.	制度概要
	地域振興に資する民間投資を支援するために県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度。
2.	対象事業者
	法人格を有する民間事業者
3.	支援内容
	○対象事業 県や市町村が地域振興に資すると認める民間事業で、以下の要件をすべて満たすもの ・公益性、事業採算性等の観点から実施されること ・事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること 都道府県、政令指定都市から融資を受ける場合・・・5人以上（再生可能エネルギー電気事業は1人） 市町村から融資を受ける場合・・・・・・・・・・・・・1人以上 ・用地取得等を対象事業とした場合、用地取得等の契約後5年以内に営業を開始すること ・融資下限額：100万円 ○対象費用 ・設備の取得等に係る費用 ・試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる付随費用 ○融資限度額 ・融資比率：貸付対象事業費の総額から補助金を控除した額の60%が上限 ・融資額：福島県から融資を受ける場合・・・・・・・・120億円 県内市町村から融資を受ける場合・・・・・・30億円 ○融資条件 ・貸付利率：無利子 ・融資（償還）期間：5年以上20年以内（5年以内の据置期間を含む） ・償還方法：元金均等半年賦償還 ・担保：民間金融機関の連帯保証が必要
4.	お申し込み期間
	随時
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企画調整部地域振興課または事業地市町村の担当窓口
TEL	（県地域振興課）024-521-7102
FAX	
E-mail	（県地域振興課）tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp
URL	（県地域振興課） https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/furusato.html

Ⅱ 金融支援	
NO. 10 復興特区支援利子補給金	
分類	利子補給制度
1.	制度概要
	被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援する制度。
2.	対象事業者
	事業者が、国の指定を受けた指定金融機関から融資を受ける際、国が指定金融機関に対して利子補給金を支給するもの。
3.	支援内容
	○利子補給金の支給期間 指定金融機関が、事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間 ○利子補給率 0. 7%以内 ○対象事業の要件（一部抜粋） ・単独の事業者への融資合計額が3億円以上（※） など ※いわき市、田村市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村を除いた市町村においては10億円以上 ・当該事業が復興推進計画の認定を受けることを要する。 ・対象となる金融機関は、復興推進協議会の構成員となることを要する。
4.	お申し込み期間
	随時（復興庁からの公募状況による）
5.	お問い合わせ先
問合先	事業地市町村の担当窓口
TEL	
FAX	
E-mail	
URL	

Ⅲ 雇用・人材育成支援	
NO. 1	働きやすい職場環境づくり推進助成金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	企業における働きやすい職場環境づくりを推進するため、福島県次世代育成支援企業認証を取得している企業に対し、助成金を交付します。
2.	対象事業者
	(1) 働きやすい職場環境づくり事業 「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証のいずれかを取得している企業。 (2) 人材育成事業 「働く女性応援」中小企業認証を取得している企業。 (3) 社内の労働環境整備事業 「働く女性応援」中小企業認証を取得しており、認証要件を3つ以上満たしている企業。
3.	支援内容
	＜対象事業（助成対象経費）＞ (1) 働きやすい職場環境づくり事業 働きやすい職場環境づくり検討委員会の設置・運営、就業規則の策定・改定、従業員のニーズや実態把握のための調査等、働きやすい職場環境づくりのための経費。 (2) 人材育成事業 人材育成のための研修実施経費（育児・介護休業中の従業員のための研修等）、外部の研修会等への参加費、ワーク・ライフ・バランスに関するコンサルタント派遣等に係る経費 (3) 社内の労働環境整備事業 休憩室の整備、事業所内託児所の設置等社内の労働環境整備のために行う事業に係る経費。 ＜助成率＞ 助成対象経費の3/4以内 ＜助成限度額＞ 限度額 50万円 ※社内の労働環境整備事業においては、上限を100万円とします。 ※申請は各助成事業につき1回限りとします。
4.	お申し込み期間
	年4回（第1期：5月、第2期：8月、第3期：11月、第4期：2月）
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県雇用労政課
TEL	024-521-7289
FAX	024-521-7931
E-mail	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/wlb-joseikin.html

Ⅲ 雇用・人材育成支援	
N0.2	企業の魅力アップ奨励金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	職場における女性活躍を推進するとともに、男性の育児等への参加を促進し、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、介護休業の取得促進により、仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりに取り組む企業に対し、奨励金を交付します。
2.	対象事業者
	福島県次世代育成支援企業認証を得た企業又は認証を得る予定の企業
3.	支援内容
	＜対象要件＞ (1) 女性活躍の推進 ア 女性管理職の増加 イ 女性の積極採用 ウ 女性役員の増加 エ 離職者の再雇用 オ 治療と仕事の両立 カ 正規雇用労働者への転換 (2) 男性の育児休業の取得促進 (3) 介護休業の取得促進 (4) 所定外労働の削減 (5) 年次有給休暇の取得促進 (6) 短時間勤務の取得（介護、男性育児） (7) 男性育児休業取得や女性管理職の企業内第1号 ＜交付額＞ (1) 女性活躍の推進（1項目当たり）20万円 (2) 男性の育児休業の取得促進 7日以上取得：10万円、1か月以上取得：20万円、3か月以上取得：30万円 (3) 介護休業の取得促進 5日以上取得：10万円、1か月以上取得：20万円 (4) 所定外労働の削減：20万円 (5) 年次有給休暇の取得促進：20万円 (6) 短時間勤務の取得（介護、男性育児）：各20万円 (7) 男性育児休業者や女性管理職者の企業内第1号：各20万円
4.	お申し込み期間
	公募時期未定
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県雇用労政課
TEL	024-521-7289
FAX	024-521-7931
E-mail	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shourei.html

Ⅲ 雇用・人材育成支援	
N0.3	企業内子育て支援施設整備事業費補助金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	企業が従業員の子どもを預かる子育て支援施設を整備することにより、安心して働き続けることができる環境を実現し、男女が共に働きやすい職場づくりを推進することを目的として、企業内保育所等を整備する企業に対して整備費を補助します。
2.	対象事業者
	(1) 企業内保育所整備事業 Ⅰ型【内閣府事業令和4年度以降募集停止に伴い、県事業も停止】 Ⅱ型 単独で新たに企業内保育所を整備する者、または複数の企業等が合同で新たに企業内保育所を整備する場合の代表者 (2) 企業内キッズスペース整備事業 新たに企業内キッズスペースを整備する者
3.	支援内容
	＜対象事業（補助対象経費）＞ (1) 企業内保育所整備事業 Ⅱ型 新たに企業内保育所を整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費、保育を実施する上で必要となる備品購入費(1件1万円以上(税抜))及びその他知事が必要と認める経費 (2) 企業内キッズスペース整備事業 新たに企業内キッズスペースを整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費、運営上で必要となる備品購入費(1件1万円以上(税抜))及びその他知事が必要と認める経費 ＜交付額＞ (1) 企業内保育所整備事業 Ⅱ型 ア 利用定員6名以上のもの 対象経費の3/4以内（上限3,750千円） イ 利用定員5名以下のもの 対象経費の3/4以内（上限2,500千円） (2) 企業内キッズスペース整備事業 対象経費の3/4以内(上限2,000千円)
4.	お申し込み期間
	随時
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県雇用労政課
TEL	024-521-7289
FAX	024-521-7931
E-mail	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/kigyounaihoikusho.html

Ⅲ 雇用・人材育成支援	
N0. 4	ふくしま産業復興雇用支援助成金 (1)雇入費
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	被災地域である県内全域の安定的な雇用を創出するため、県指定の産業政策と一体となって被災求職者の雇入れに関する費用を助成します。
2.	対象事業者
	平成23年3月11日以降に県指定の産業政策で補助金または融資を受け、設備投資等を行った事業所のうち、令和7年度に初めて申請をする事業所（特例あり）。 ※被災15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村）に所在する事業所を除き、中小企業者に該当する事業所又はこれに準ずる事業所に限ります。
3.	支援内容
	＜要件（対象労働者）＞ （1）県指定の補助金・融資を受けた後、原則として、令和7年4月1日以降に雇入れた被災求職者。 （2）「無期雇用」又は「1年以上の有期雇用で更新可能なもの」であること。 （3）雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（週20時間以上）として雇入れた労働者であること。 ※被災求職者とは平成23年3月11日時点で岩手県、宮城県及び福島県内に在住、又は在勤しており、申請事業所にて雇用される直前まで失業状態にあった者又は新規卒業者を言います。 ＜支給額（雇用者1名当たりの支給額）＞ 支給期間は最長3年間で、フルタイム労働者1人当たり最大120万円、短時間労働者は最大60万円（各年の額は段階的に減額）を支給します。 ただし、被災15市町村に所在する事業所はフルタイム労働者1人当たり最大225万円、短時間労働者は最大110万円を支給します。 支給額の総額は1事業所あたり2,000万円を上限とします。
4.	お申し込み期間
	受付開始時期未定
5.	お問い合わせ先
問合せ先	福島県雇用労政課
TEL	024-521-7290
FAX	024-521-7931
E-mail	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/joseikin2601.html

Ⅲ 雇用・人材育成支援	
NO. 5	ふくしま産業復興雇用支援助成金 (2) 住宅支援費
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	被災地域である県内全域の安定的な雇用を創出するため、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した事業所に対して、県指定の産業政策と一体となって、新規に雇入れた労働者及びその他対象労働者への住宅支援費を助成します。
2.	対象事業者
	以下の、A及びBに該当する県内の事業所 A 平成23年3月11日以降に県指定の産業政策で補助金または融資を受け、設備投資等を行った事業所。 B 平成30年3月以降に対象労働者のために、①新たに住宅の賃借契約を締結、②住宅を追加して賃借契約を締結、③住宅手当を新規に導入、④既存の住宅手当の拡充のいずれかを実施すること。 ※過去に雇入費助成金を受給している事業所も、要件を満たせば申請可能です。
3.	支援内容
	＜要件（対象労働者）＞ (1) 県指定の補助金・融資を受け、住宅支援の新しい取組を行った後、原則として、令和7年4月1日以降に雇入れた求職者。 (2) 雇入れ日及び基準日において、事業所の借り上げ住宅に居住、又は住宅手当の支給対象となっていること。 ※基準日とは雇入れ日から1年、2年及び3年を経過した日を言います。 ※求職者とは申請事業所にて雇用される直前まで失業状態にあった者又は新規卒業者を言います。 ＜支給額＞ 支給期間は最長3年間で、助成対象期間中に支出した助成対象経費の3/4が助成金額となります（申請時に対象経費を選択）。ただし、支給額の総額は1事業所あたり1年間で240万円、3年間で720万円を上限とします。 ※助成対象経費とは新規借り上げにかかる賃借料、住宅の追加借り上げ賃借料と変更前の賃借料との差額、新規住宅手当の支給額、拡充した住宅手当の支給額を言います。 ※既に住宅手当の支給を受けている既存従業員の住居手当も対象経費となります。
4.	お申し込み期間
	受付開始時期未定
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県雇用労政課
TEL	024-521-7290
FAX	024-521-7931
E-mail	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/joseikin2601.html

Ⅲ 雇用・人材育成支援	
N0.6	雇用調整助成金等による支援
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために一時的に休業等を実施した場合、休業手当等の一部が助成されます。
2.	対象事業者
	事業活動の縮小(※)を余儀なくされた雇用保険適用事業主。 ※ 経済上の理由によるものをいい、事業所倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告等法令上の制限を理由とするものは対象になりません。
3.	支援内容
	<要件> 以下、(1)～(4)すべてに該当すること。 (1) 最近3か月間の生産量、売上高などの生産指標が前年同期に比べて10%以上減少していること (2) 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値が前年同期と比べ中小企業10%、大企業5%を超え、かつ中小企業4人以上、大企業6人以上増加していないこと (3) 実施する雇用調整が一定の基準を満たすものであること。 ① 休業等は労使間の協定により実施されるものであること。 ② 教育訓練は、職業に関する知識・技能・技術の習得や向上を目的とするものであること。 ③ 出向は対象期間内に開始され、3か月以上1年以内に出向元事業所に復帰するものであること。 (4) 新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間から1年を超えていること。 <支援内容> 休業手当の負担相当額のうち、中小企業：2/3、大企業：1/2が助成されます。 ※ 上限：対象労働者1人1日当たり8,635円 ※ 支給限度日数：1年間で100日、3年間で150日 教育訓練を実施した場合は1人1日当たり1,200円が加算されます。 なお、令和6年4月1日以降に対象期間の初日がある場合は支給日数と教育訓練実施率により助成率及び教育訓練加算額が変わりますので、詳しくは最寄りの各ハローワークにお問合せください。
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	最寄りの各ハローワークにお問合せください。
TEL	福島 Tel:024-534-4121、いわき Tel:0246-23-1421、 会津若松 Tel:0242-26-3333、郡山 Tel:024-942-8609、 白河 Tel:0248-24-1256、須賀川 Tel:0248-76-8609、 相双 Tel:0244-24-3531、二本松 Tel:0243-23-0343
FAX	
E-mail	
URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

Ⅲ 雇用・人材育成支援	
N0. 7	キャリアアップ助成金
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。
2.	対象事業者
	正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主
3.	支援内容
	（１）正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員化（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む。 ＜助成額＞（ ）は大企業 ① 有期→正規：80万円（60万円） ② 無期→正規：40万円（30万円） （２）障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換 ＜助成額（重度障害者以外）＞（ ）は大企業 ① 有期→正規：90万円（67.5万円） ② 有期→無期：45万円（33万円） ③ 無期→正規：45万円（33万円） （３）賃金規定等改定コース 有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、3%以上増額改定し適用 （４）賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用 （５）賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施 （６）社会保険適用時処遇改善コース（令和8年3月31日まで） 有期雇用労働者等を新たに社会保険に適用させるとともに、収入を増加させる（手当支給・賃上げ・労働時間延長）または、週所定労働時間を延長し、社会保険に適用させる。 ※ 助成額のほか詳細については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	最寄りの各ハローワークにお問い合わせください。
TEL	福島 Tel:024-534-4121、いわき Tel:0246-23-1421、 会津若松 Tel:0242-26-3333、郡山 Tel:024-942-8609、 白河 Tel:0248-24-1256、須賀川 Tel:0248-76-8609、 相双 Tel:0244-24-3531、二本松 Tel:0243-23-0343
FAX	
E-mail	
URL	URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

Ⅲ 雇用・人材育成支援	
N0. 8	えるぼし・くるみん取得支援事業
分類	補助制度（助成制度）
1.	制度概要
	福島県次世代育成支援企業認証を取得した企業のさらなるステップアップとして、国認定制度である「えるぼし」「くるみん」の取得を支援し、若者や女性に選ばれる魅力ある企業を目指す。
2.	対象事業者
	福島県次世代育成支援企業認証取得企業
3.	支援内容
	えるぼし、くるみんの取得に向け、社会保険労務士等の専門家の派遣に係る経費及び取得後の広報経費を補助するとともに取得した企業に奨励金を支給します。 (1) 取得までの専門家派遣経費支援 15,000円/回（1企業5回まで） (2) 取得後の広報経費支援 補助率3/4 上限10万円 (3) 取得企業への奨励金 50万円
4.	お申し込み期間
	公募時期未定
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県雇用労政課
TEL	024-521-7289
FAX	024-521-7931
E-mail	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
URL	未定

Ⅲ 雇用・人材育成支援	
N0.9	ものづくり技能継承支援事業
分類	伴走支援（専門家派遣・講座）
1.	制度概要
	県内中小製造業が、IT技術を活用した知識・技能継承等を実現し、企業競争力の強化を図ることができるよう、専門家による伴走型の支援を行います。
2.	対象事業者
	県内に本社、事業所等が所在する中小企業（製造業）
3.	支援内容
	知識・技能継承に向けた専門家による伴走支援 ①専門家を交えた、社内の課題や知識・技能の整理 ②効果的なシステム・アプリ等の選定・導入、利活用に向けた支援 ※システム等の導入費用や利用料については自己負担になりますのでご注意ください。
4.	お申し込み期間
	令和7年5月から
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県産業人材育成課
TEL	024-521-7300
FAX	024-521-7932
E-mail	jinzai@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/

Ⅲ 雇用・人材育成支援	
NO. 10	技能向上訓練実施事業
分類	教育訓練
1.	制度概要
	多様化する企業ニーズに対応した人材を育成するため、テクノアカデミーにおいて企業在職者等を対象に新たな知識・技能や高度な知識・技能を習得するための短期間の教育訓練を実施します。
2.	対象事業者
	企業在職者等
3.	支援内容
	＜開催時期、訓練日数及び訓練時間＞ 【開催時期】 令和7年4月～随時開催 【訓練日数】 1日～11日（コースにより異なります。） 【訓練時間】 3時間～24時間（コースにより異なります。） ＜訓練内容＞ 【短期課程】 ・第二種電気工事士（学科・実技）等の受験対策コース ・技能検定（機械保全、建設機械整備）等の受験対策コース ・J w _ c a d（入門編） ・パソコン（word・excel、動画作成の基礎） など 90コース 【専門短期課程】 ・第一種電気工事士（学科・実技）等の受験対策コース ・A I ・ I o T 基礎 ・3 D C A D と 3 D プリンタ 基礎 ・I S O (9001:2018年版) 内部品質監査員養成 など 60コース ＜受講料＞ 【短期課程】 12時間 3,100円（基準） 【専門短期課程】 12時間 4,300円（基準） ※訓練コースにより訓練時間数が異なり、時間数の増減により受講料の増減があります。 ※別途、材料費及びテキスト代がかかる場合があります。
4.	お申し込み期間
	各テクノアカデミーホームページでご確認ください。
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県県立テクノアカデミー（郡山、会津、浜）
TEL	郡山：024-944-1663 会津：0241-27-3221 浜：0244-26-1555
FAX	郡山：024-943-7985 会津：0241-27-3312 浜：0244-26-1550
E-mail	
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/tech-04.html

Ⅲ 雇用・人材育成支援	
NO. 11 県外移住者向け求人情報発信・採用力強化への支援	
分類	伴走支援
1.	制度概要
	県外から福島12市町村（※）への移住を促進するため、12市町村内に事業所を持つ事業者の求人情報をIndeed等の求人媒体を活用して効果的に発信します。 ※福島12市町村とは、福島第一原子力発電所の事故により、避難指示等の対象となった南相馬市、田村市、川俣町、浪江町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村、双葉町、大熊町を指します。
2.	対象事業者
	県外からの移住者の採用（正社員）を希望している福島12市町村に事業所を有する事業者及び団体
3.	支援内容
	○求人広告の作成支援・掲載 リクルート社のAirワークを使った求人票の作成支援、有料求人媒体等を通じた全国への発信を支援。 ○県外の求職フェア等で求人の紹介 「就職・転職フェア」「イベント」において来場者に対し求人情報を紹介。 ○移住者を面接・採用するための体制づくりを支援 採用計画の立案サポート、オンライン面接の導入支援など定期的なフォローによる伴走支援を実施。 ※上記内容は全て無料。有料求人媒体への出稿費もふくしま12市町村移住支援センターにて負担。
4.	お申し込み期間
	通年（令和8年3月19日までを予定）
5.	お問い合わせ先
問合先	ふくしま12市町村移住支援センター企画部事業課
TEL	0240-23-4369
FAX	—
E-mail	ijyu-contact@fipo.or.jp
URL	https://mirai-work.life/work/business/

Ⅳ 財務支援（税制）	
NO.1 地方拠点強化税制	
分類	課税の特例
1.	制度概要
	本社機能(※)の移転や拡充を行う事業者は「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を県に申請し、認定を受けることで、課税の特例等の支援措置を受けることができます。 ※本社機能とは、登記簿上の「本店」という形式的判断ではなく、「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門」、「その他管理業務部門」、「商業事業部門の一部」、「サービス事業部門の一部」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所をいいます。
2.	対象事業者
	地域再生法に基づく「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者
3.	支援内容
	<区域> (1) 移転型地域(東京23区から本社機能に移転する場合に優遇措置が受けられる地域)：金山町を除く県内58市町村の一部地域 (2) 拡充型地域(東京23区以外からの本社機能の移転や地方に本社がある事業者が本社機能を拡充する場合に優遇措置が受けられる地域)：西会津町、会津坂下町、金山町を除く県内56市町村の一部地域 <支援内容> (1) オフィス減税：建物の取得価額に対し、特別償却または税額控除 (2) 雇用促進税制：地方で新たに従業員を雇い入れる場合などにその増加数に応じた税額控除 (3) 地方税の不均一課税：事業税(移転型事業のみ)、不動産取得税の軽減措置 (4) 日本政策金融公庫による融資制度 (5) 中小企業基盤整備機構による債務保証 ※ 原則として、同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません。ただし、オフィス減税と雇用促進税制の上乗せ分の併用は可能です。 <手続き> 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を県に申請し、認定を受ける必要があります。 【主な認定要件】 ・福島県の地域再生計画に適合すること。(指定エリアへの本社機能の移転または拡充であること) ・本社機能において従業員が5人(中小企業者は1人)以上増加すること。 ・移転型事業については、過半数が東京からの移転であること。 ・事業期間が令和13年3月31日まで(最長5年)であり、令和8年3月31日までに県の認定を受けること。
4.	お申し込み期間
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企業立地課
TEL	024-521-8523
FAX	024-521-7935
E-mail	investment@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/honshakinou.html

Ⅳ 財務支援（税制）	
NO. 2 地域未来投資促進法による課税の特例	
分類	課税の特例
1.	制度概要
	地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする事業者の取組を支援します。
2.	対象事業者
	国の同意を受けた各基本計画における、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業者であること。 (1) 地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。 (2) 高い付加価値の創出があること。 (3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果があること。 【参考】国の同意を受けた基本計画（製造業を主とする）は以下のとおり。 ア 第2期福島県県北地域基本計画 イ 第2期福島県県中地域基本計画 ウ 第2期福島県県南地域基本計画 エ 第2期福島県会津地域基本計画 オ 第2期福島県相双地域基本計画 カ 第2期福島県いわき地域基本計画 ＜区域（基本計画）＞ 各基本計画に定める以下の促進区域において、地域における経済活動を牽引する事業を行うこと。 上記②ア 県北地域の市町村 上記②イ 県中地域の市町村 上記②ウ 県南地域の市町村 上記②エ 会津地域の市町村 上記②オ 相双地域の市町村 上記②カ いわき市 ※ただし、環境保全上重要な地域等は除く。
3.	支援内容
	＜支援内容＞ (1) 法人税 税額控除又は特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税負担を軽減 (2) 不動産取得税・固定資産税 不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税 ＜手続き＞ (1) 課税の特例を受けるためには、地域経済牽引事業計画を策定し、先進性等について、主務大臣が定める基準に適合するか確認を受ける必要があります。 (2) 地域経済牽引事業計画は、事前に、県の承認が必要です。 (3) 県の承認後、主務大臣に対する確認申請が必要です。
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企業立地課
TEL	024-521-7280
FAX	024-521-7935
E-mail	investment@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/tiikimirai.html

Ⅳ 財務支援（税制）	
NO. 3	ふくしま産業復興投資促進特区～復興特区～
分類	課税の特例
1.	制度概要
	製造業等の事業者の皆様の新・増設や雇用を促進するため、法人税(所得税)や事業税、不動産取得税、固定資産税について、課税の特例措置を行います。
2.	対象事業者
	次の9業種のいずれかに該当する事業者であること。 （輸送用機械関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、環境・リサイクル関連産業、地域資源活用型産業（林業関係除く）、製造業等施設整備事業） ※具体的には、日本標準産業分類により設定しています。
3.	支援内容
	<区域（復興推進計画）> 特定復興産業集積区域内において投資や雇用を行うこと。 ・県内15市町村の11,045ヶ所を設定しています。 【対象市町村】いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村 ※ 具体的には、住所(地番)で設定しています。 <支援内容（東日本大震災復興特別区域法）> (1) 設備投資に係る特別償却等(法第37条) 機械・装置、建物・附属設備、構築物の投資に係る法人税(所得税)の特別償却・税額控除 (2) 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除（法第38条） 被災被用者(福島県民等)の給与等支給額の10%を法人税(所得税)から税額控除 (3) 開発研究用資産に係る特別償却等（法第39条） 取得・製作・建設した開発研究用減価償却資産の特別償却＋税額控除(法人税・所得税) (4) 地方税の課税免除又は不均一課税(法第43条) 施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税 ※（1）、（2）はいずれかの選択適用。また、（4）は（1）、（3）に係る指定を受けた場合のみ適用。
4.	お申し込み期間
	(1)～(3)それぞれ、事前に、市町村による「指定」手続きが必要です。(受付中)
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企業立地課
TEL	024-521-7280
FAX	024-521-7935
E-mail	investment@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/hukkotokku.html

Ⅳ 財務支援（税制）	
NO. 4	ふくしま観光復興促進特区～復興特区～
分類	課税の特例
1.	制度概要
	観光関連産業の集積を行い、県内の多くの観光拠点に観光客の集客を促進するため、法人税(所得税)や事業税、不動産取得税、固定資産税について、課税の特例措置を行います。
2.	対象事業者
	次の36業種のいずれかに該当し、復興推進計画の目標を達成するための取組を行う事業者であること。 ・宿泊業、飲食店、飲食料品小売業、娯楽業など ※ 具体的には、日本標準産業分類により設定しています。
3.	支援内容
	<区域（復興推進計画）> 特定復興産業集積区域内において投資や雇用を行うこと。 ・県内8市町村の16,259ヶ所を設定しています。 【対象市町村】相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村、新地町 ※ 具体的には、住所(地番)で設定しています。 <支援内容（東日本大震災復興特別区域法）> (1) 設備投資に係る特別償却等(法第37条) 機械・装置、建物・附属設備、構築物の投資に係る法人税(所得税)の特別償却・税額控除 (2) 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除（法第38条） 被災被雇用者(福島県民等)の給与等支給額の10%を法人税(所得税)から税額控除 (3) 開発研究用資産に係る特別償却等（法第39条） 取得・製作・建設した開発研究用減価償却資産の特別償却＋税額控除(法人税・所得税) (4) 地方税の課税免除又は不均一課税(法第43条) 施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税 ※ (1)～(2)はいずれかの選択適用。また、(4)は(1) (3)に係る指定を受けた場合のみ適用。
4.	お申し込み期間
	(1)～(3)それぞれ、事前に、市町村による「指定」手続きが必要です。(受付中)
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県観光交流課
TEL	024-521-8736
FAX	024-521-7888
E-mail	tourism@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/hukkotokku.html

Ⅳ 財務支援（税制）	
N0. 5	避難解除区域等における課税の特例～所在の確認～
分類	課税の特例
1.	制度概要
	避難解除区域等の事業者の皆様の事業用設備等への投資や雇用を促進するため、2の対象者が3の区域で事業を実施する場合、設備投資や被災者の雇用に対して法人税（所得税）の課税の特例措置や地方税の課税免除等を行います。
2.	対象事業者
	避難対象区域(*)内に平成23年3月11日において事業所が所在していた個人事業者又は法人。 * 避難解除区域（避難指示の対象となった区域の設定が解除された区域で、旧緊急時避難準備区域を含む。）、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域。
3.	支援内容
	＜区域（福島復興再生特別措置法）＞ 避難解除区域（避難指示の対象となった区域の設定が解除された区域で、旧緊急時避難準備区域を除く。）、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び認定特定復興再生拠点区域。 ＜支援内容（福島復興再生特別措置法）＞ (1) 設備投資を行う場合(法第36条) 機械・装置、建物・附属設備、構築物の投資に係る法人税(所得税)の特別償却又は税額控除 (2) 避難対象雇用者等(*)を雇用する場合(法第37条) 避難対象雇用者等の給与等支給額の20%を法人税(所得税)から税額控除 * 平成23年3月11日時点で、避難対象区域内の事業所で勤務していた者、又は避難対象区域内に居住していた者 (3) 地方税の課税免除又は不均一課税(法第38条) 施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除、不均一課税 * (1)(2) はいずれかの選択適用。 * (3) は、(1) の特例の適用を受ける施設等が対象。
4.	お申し込み期間
	(1)～(3)それぞれ、事業実施場所の避難指示が解除された日から7年以内に、知事の「確認」手続きが必要です。（受付中）
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県税務課
TEL	024-521-7068
FAX	024-521-7905
E-mail	zeimu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/zeimu147.html#kisonjigyousya

Ⅳ 財務支援（税制）	
NO. 6	避難解除区域等における課税の特例～企業立地促進税制～ (1)新規立地事業者等向け
分類	課税の特例
1.	制度概要
	避難解除区域等における事業用設備等への新規投資や雇用を促進するため、2の対象者が3の区域で事業を実施する場合、設備投資や被災者の雇用に対して法人税（所得税）の課税の特例措置や地方税の課税免除等を行います。
2.	対象事業者
	避難解除等区域復興再生推進事業（福島特措法施行規則第11条各号に掲げる事業）を実施する個人事業者又は法人。 第1号 相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業 第2号 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業 第3号 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業 第4号 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業 ※ 具体的には、日本標準産業分類により設定しています。 ※ 前頁の「所在の確認」を受けていない既存事業者も対象となります。
3.	支援内容
	<区域（企業立地促進計画）> 企業立地促進区域（*）。 * 避難解除区域（避難指示の対象となった区域の設定が解除された区域で、旧緊急時避難準備区域を除く。）、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び認定特定復興再生拠点区域。 <支援内容（福島復興再生特別措置法）> （1）設備投資を行う場合（法第23条） 機械・装置、建物・附属設備、構築物の投資に係る法人税（所得税）の特別償却又は税額控除 （2）避難対象雇用者等（*）を雇用する場合（法第24条） 避難対象雇用者等の給与等支給額の20％を法人税（所得税）から税額控除 * 平成23年3月11日時点で、避難対象区域内の事業所で勤務していた者、又は避難対象区域内に居住していた者 （3）地方税の課税免除又は不均一課税（法第26条） 施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除、不均一課税 *（1）（2）はいずれかの選択適用。（3）は、（1）の特例の適用を受ける施設等が対象。
4.	お申し込み期間
	事業実施計画を作成し、事業実施場所の避難指示が解除された日から7年以内に、知事の「認定」を受ける必要があります。（受付中）
5.	お問い合わせ先
問合せ先	福島県企画調整課
TEL	024-521-7129
FAX	024-521-7911
E-mail	tokusohou@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1065.html

Ⅳ 財務支援（税制）	
NO. 7	避難解除区域等における課税の特例～企業立地促進税制～ (2) 将来の再開を計画する事業者向け
分類	課税の特例
1.	制度概要
	避難解除区域等における将来の事業再開（設備投資等）を支援するため、2の対象者が3の区域で事業再開の準備をする場合、法人税（所得税）の課税の特例措置を行います。
2.	対象事業者
	以下の、(1) 及び(2) を満たす個人事業者又は法人。 (1) 平成23年3月11日において避難対象区域(ただし、旧緊急時避難準備区域を除く。)内に主たる事業所が所在。 (2) 避難解除等区域復興再生推進事業(*前頁参照)を将来確実に実施すること。
3.	支援内容
	<区域（企業立地促進計画）> 企業立地促進区域(*前頁参照)内において、事業再開のための投資を行うこと。 ※企業立地促進区域内であっても、除染・インフラ復旧が前提であり、事業再開投資は市町村の復興計画等の内容（避難解除時期等）と整合を図る必要があります。 <支援内容（福島復興再生特別措置法）> ◎ 福島再開投資等準備金(法第25条) (1) 「福島再開投資等準備金」として、その積立額を損金算入可能。（課税の繰り延べ） a 積立対象経費：事業用施設・設備の新設、増設、更新又は修繕費用 b 準備金積立期間：認定日以降最大3年間 ただし、積立末日は避難指示解除後5年以内。 c 準備金積立限度額：投資予定額の1/2以内（毎年度） d 強制取崩し等：期間終了後2年経過時点で残額を3年間均等取崩し（益金算入） (1) 積立後、計画に従い再開設備投資を行った場合、特別償却が可能。 【特別償却】機械及び装置：償却率100%、建物・附属設備・構築物：25%
4.	お申し込み期間
	事業実施計画を作成し、知事の「認定」を受ける必要があります。（受付中） ただし、認定申請は、事業実施場所の避難指示が解除された日から3年以内に行う必要があります。
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企画調整課
TEL	024-521-7129
FAX	024-521-7911
E-mail	tokusohou@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1065.html

Ⅳ 財務支援（税制）	
NO. 8	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例～イノベ税制～
分類	課税の特例
1.	制度概要
	イノベ構想に係る重点分野の取組を推進するため、対象事業者が浜通り地域等15市町村の一部の区域内で新産業創出等推進事業を実施する場合、設備投資、被災者等の雇用、研究開発に対して法人税（所得税）の課税の特例措置や地方税の課税免除等を行います。 ※令和6年4月に対象区域及び対象業種を拡充しました。
2.	対象事業者
	イノベ区域内において、イノベ構想の重点分野に係る新製品の開発等の新産業創出等推進事業を行う個人事業者又は法人
3.	支援内容
	＜区域（新産業創出等推進事業促進計画）＞ 浜通り地域等15市町村の一部 ※ ※イノベ区域（福島国際研究産業都市区域）内であって、新産業創出等推進事業の実施が産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域 ＜支援内容（福島復興再生特別措置法）＞ （１）設備投資を行う場合（法第85条の５） 機械・装置、器具・備品及び建物等の投資に係る法人税(所得税)の特別償却又は税額控除 （２）特定被災雇用者等を雇用する場合(法第85条の７) 避難対象雇用者等又は特定雇用者(*)の給与等支給額の15%を法人税(所得税)から税額控除 ＊ ①平成23年３月11日時点で、イノベ区域内に所在する事業所に雇用されていた者又は同区域内に居住していた者 ②新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者 （３）開発研究用資産への投資を行う場合(法第85条の６) 開発研究用資産の即時償却に加え、当該即時償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして税額控除 （４）地方税の課税免除又は不均一課税(法第85条の８) 施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除、不均一課税 ＊（１）（２）はいずれかの選択適用。（４）は、（１）の特例の適用を受ける施設等が対象。
4.	お申し込み期間
	事業実施計画を作成し、知事の「認定」を受ける必要があります。（受付中）
5.	お問い合わせ先
問合せ先	福島県福島イノベーション・コースト構想推進課
TEL	024-521-7853
FAX	024-521-7911
E-mail	fukushima_innov@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html

Ⅳ 財務支援（税制）	
N0. 9	特定事業活動に係る課税の特例～風評税制～
分類	課税の特例
1.	制度概要
	農林水産業や観光業等への風評被害に対応するため、2の対象者が福島県内で特定事業活動(※1)を実施する場合、設備投資や被災者の雇用に対して法人税（所得税）の課税の特例措置や地方税の課税免除等を行います。 ※1 特定風評被害(※2)がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動。 ※2 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷。
2.	対象事業者
	以下(1)、(2)のいずれかの事業分野に属し、福島県内において特定事業活動を行う個人事業者又は法人。 (1) 農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業 (2) 福島における観光の振興に資する事業（観光旅客の来訪や滞在の促進等）
3.	支援内容
	<区域> 福島県内の全59市町村 <支援内容> (1) 設備投資を行う場合（法第75条の2） 機械・装置、器具・備品及び建物等の投資に係る法人税(所得税)の特別償却又は税額控除。 (2) 特定被災雇用者等(*)を雇用する場合(法第75条の3) 特定被災雇用者等の給与等支給額の10%を法人税(所得税)から税額控除。 * 平成23年3月11日時点で、福島県内の事業所で勤務していた者、又は福島県内に居住していた者 (3) 地方税の課税免除又は不均一課税(法第75条の5) 施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除、不均一課税 * (1)(2)はいずれかの選択適用。(3)は、(1)の特例の適用を受ける施設等が対象。
4.	お申し込み期間
	事業実施計画を作成し、知事の「指定」を受ける必要があります。（受付中）
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県風評・風化戦略室
TEL	024-521-1129
FAX	024-521-7911
E-mail	fuhyosenryaku@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1070.html

V 相談・情報提供	
N0. 1	工業製品の残留放射線量測定について
分類	放射線量（放射能）測定
1.	制度概要
	県内の事業所の皆様を対象に、工業製品の残留放射線量測定を行っております。詳細については、各機関にお問い合わせください。
2.	対象事業者
	全事業者
3.	支援内容
	(1) 県機関（無料） ●福島県ハイテクプラザ ○受付日：月～金曜日 ○対象企業：県内全域 ○測定形態：試料持込 ○測定機器：GMサーベイメータ 福島県ハイテクプラザ（郡山本部） 郡山市待池台1-12 Tel：024-959-1911 https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/hightech/product-radioactivity.html (2) その他の実施機関（無料） ●いわき市環境監視センター（いわき市役所） ○受付日：月～金曜日 ○対象企業：いわき市内 ○測定形態：試料持込 ○測定機器：Si半導体式サーベイメータ いわき市小名浜大原字六反田22 Tel：0246-54-1585 http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000005060/index.html
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県ハイテクプラザ（郡山本部）
TEL	024-959-1911
FAX	024-959-1761
E-mail	hightech-honsyo@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/hightech/radioactivity.html

V 相談・情報提供	
N0. 2	加工食品の放射能測定について
分類	放射線量（放射能）測定
1.	制度概要
	県内の食品加工業者の皆様を対象に、加工食品の放射能測定を行っております。詳細については、各機関にお問い合わせください。
2.	対象事業者
	全事業者
3.	支援内容
	(1) 県機関（無料） ●福島県ハイテクプラザ ○受付日：月～金曜日 ○測定形態：試料持込 ○検出下限値：10Bq/kg程度（一般食品、緑茶）、1Bq/kg程度（水） https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/hightech/processed-food-radioactivity.html 福島県ハイテクプラザ（郡山本部） 郡山市待池台1-12 Tel：024-959-1911 福島県ハイテクプラザ 会津若松技術支援センター 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番1 Tel：0242-39-2974 (2) 県の補助事業による実施機関（無料） ●商工会議所 ○受付日：月～金曜日 ○測定形態：試料持込 ○検出下限値：25Bq/kg程度 <機器配置> Ge半導体検出器：二本松商工会議所、須賀川商工会議所、白河商工会議所、会津喜多方商工会議所、相馬商工会議所、原町商工会議所、いわき商工会議所
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県ハイテクプラザ（郡山本部）
TEL	024-959-1911
FAX	024-959-1761
E-mail	hightech-honsyo@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/hightech/radioactivity.html

V 相談・情報提供	
N0. 3	東京電力ホールディングス（株）への賠償請求について
分類	賠償請求
1.	制度概要
	(1) 東京電力ホールディングス株式会社（以下、東京電力）から「請求書」が郵送された方は、必要事項を御記入の上、下記の〔書類郵送先〕東京電力宛に直接郵送してください。 (2) 今回初めて請求する方や、東京電力に連絡している郵送先に変更がある方は、下記の福島原子力補償相談室(コールセンター)にお問い合わせください。
2.	対象事業者
	原子力災害の影響により被害を受けた事業者 A L P S 処理水放出により被害を受けた事業者
3.	支援内容
	＜主な損害項目等＞ (1) 政府による避難等の指示等による損害 ・営業損害：避難等による減収分 ※ 平成24年3月以降に生じた事業利益は、減収分から差し引きません。 (2) 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害 ・営業損害(加工・流通業)：出荷制限指示等による減収分 (3) いわゆる風評被害 ・観光業の風評被害：解約・予約控え等による減収分 ・製造業、サービス業等の風評被害：買い控えや取引停止等による減収分 (4) いわゆる間接被害 ・営業損害：第一次被害者と一定の経済的関係にあり、事業等の性格上、第一次被害者との代替性のない取引を行っていた法人・個人事業主の減収分 (5) 営業用財産の財物損害 ・避難指示区域内の建物、給排水設備などの償却資産や商品・製品などの棚卸資産の財物価値の喪失分 (6) A L P S 処理水放出に伴う被害 ・外国政府の禁輸措置等により生じた損害 ・A L P S 処理水放出による風評被害によって生じた水産物等の価格下落、事業の売上減少による減収等 ＜東京電力のお問い合わせ先＞ 福島原子力補償相談室（コールセンター） ※東京電力が設置 〔原子力損害賠償全般に関して〕 Tel： 0120-926-404 〔ALPS処理水放出に関する損害賠償について〕 Tel： 0120-429-250 受付時間：9:00～19:00（月～金）、9:00～17:00（土曜、日曜、休祝日） 〔書類郵送先〕 〒105-8730 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 （日本郵便(株) 芝郵便局 私書箱121号）東京電力ホールディングス株式会社 宛
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県原子力損害対策課
TEL	024-521-8216
FAX	024-521-8369
E-mail	songaitaisaku@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055a/

V 相談・情報提供	
NO. 4 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について	
分類	相談窓口
1.	制度概要
	東日本大震災及び原子力災害の影響により甚大な被害を受けた県内中小企業者等の二重債務問題に対応し、事業者の事業再開や事業再生を図るため、公益財団法人福島県産業振興センターが、「福島県産業復興相談センター」を設置し、被災事業者（含む風評被害）からの相談受付から具体的な支援まで一貫して行います。
2.	対象事業者
	東日本大震災及び原子力災害の影響により被害を受けた事業者
3.	支援内容
	●随時、アンケートによる相談や、地区毎の個別相談会を実施しております。詳しくは下記ホームページをご覧ください。 ●また、県内全域からの相談に迅速に対応するため、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター及び全商工会に「福島県産業復興相談センター地域事務所」が設置されております。 詳しくは、下記のお問い合わせ先、又は最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、各商工会へお問い合わせください。 ＜福島県産業復興相談センター地域事務所＞ 〒960-8035 福島市本町5番5号 殖産銀行フコク生命ビル2階 Tel: 024-573-2561 Fax: 024-573-2566 ※相談受付時間：8:30～17:15（土日、祝日を除く） URL: http://www.utsukushima.net/fukko-soudan/ ＜株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構＞ （政府の100%出資により設立） 支援対象事業者：小規模事業者、農林水産業者、医療福祉事業者 ■仙台本店 業務部 Tel: 022-393-8550 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6-1 第一生命タワービル19階 ■東京本部 業務部 Tel: 03-6268-0180 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2-2 三井ビルディング10階 URL: http://www.shien-kiko.co.jp
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県経営金融課
TEL	024-521-7288
FAX	024-521-7931
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/nizyuusaimu02.html

V 相談・情報提供	
N0.5	中小企業支援機関の経営相談窓口について
分類	相談窓口
1.	制度概要
	(1) 相談窓口（無料）※相談窓口は「3. 支援内容」に記載 相談を受けた各中小企業支援機関のスタッフが、ご相談企業様の経営問題や課題を整理し、適切な助言をいたします。 (2) 専門家派遣（上記(1)の相談窓口にご相談いただいた後） より高度・専門的な支援が必要な場合、中小企業診断士や公認会計士、生産管理の豊富な経験を持つ企業OB等、ご相談企業様の経営問題や課題の解決に適した専門家を派遣します。 【専門家の例】中小企業診断士、税理士、公認会計士、経営コンサルタント、技術士、情報処理技術者、生産管理や営業など企業実務経験者等
2.	対象事業者
	全事業者
3.	支援内容
	<中小企業全般> ●福島県経営支援プラザ（福島県産業振興センター） コラッセふくしま2階 Tel: 024-525-4039 ※相談例：風評被害による売上減少を改善したい。 ●福島県よろず支援拠点（福島県産業振興センター） 〈郡山〉郡山商工会議所会館4階 Tel:024-954-4161 〈福島〉コラッセふくしま2階 Tel:024-525-4064 ※相談例：販路拡大や経営改善のアドバイスが欲しい。 ●福島県事業承継・引継ぎ支援センター（福島県産業振興センター） 郡山商工会議所会館4階 Tel:024-954-4163 ※相談例：後継者がいないので第三者へ事業を引継ぎたい。 ●福島県プロフェッショナル人材戦略拠点（福島県産業振興センター） コラッセふくしま7階 Tel:024-525-4091 ※相談例：経営課題解決のためのプロ人材を採用したい。 <主に地域の小規模事業者> ●最寄りの各商工会・商工会議所等 ※相談例：資金繰りを改善したい。 <主に組合等> ●福島県中小企業団体中央会 コラッセふくしま10階 Tel: 024-536-1261 ※相談例：震災による来店者の減少を改善したい。 <その他の事業所> ●中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島 （（独）中小企業基盤整備機構）コラッセふくしま7階 Tel: 024-529-5113 ※震災対応として、窓口相談と専門家チームによるアドバイスを実施。 ◆「相談例」は例示であり相談の窓口や内容を限定するものではありません。
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県経営金融課
TEL	024-521-7288
FAX	024-521-7931
E-mail	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/keiei-keieisoudan1.html

V 相談・情報提供	
N0. 6	適正な価格転嫁（取引の適正化）に係る相談窓口
分類	相談窓口等
1.	制度概要
	国や商工団体では、生産コストを取引価格に適正に転嫁するための相談窓口を設置しています。
2.	対象事業者
	全事業者
3.	支援内容
	●価格転嫁サポート窓口 「価格転嫁サポート窓口」では、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じ、下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しします。 【問い合わせ先】福島県よろず支援拠点 電話：024-954-4161 ●下請かけこみ寺 「下請かけこみ寺」では、中小企業の取引上の悩みの相談に企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員や弁護士が無料で相談に応じています。 秘密は厳守します。 【問い合わせ先】（公財）福島県産業振興センター 電話：024-525-4077 ●商工団体 県内の商工団体（商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会）においても、価格転嫁に関する相談を受け付けしています。 （連絡先は、「下記5 お問い合わせ先」のURLから県ホームページをご覧ください） <関連制度> パートナーシップ構築宣言 サプライチェーン全体の共存共栄、規模・系列等を超えた新たな連携、親事業者と下請け事業者との望ましい取引慣行の遵守等を目的として、企業の代表者が「発注者」の立場から、新たなパートナーシップの構築を宣言する制度です。 国や県においては、宣言企業に対する補助金等の優遇措置を設けています。 ※パートナーシップ構築宣言については、以下のホームページをご確認ください。 【リンク先（パートナーシップ構築制度）】 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/partnership.html
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県商工総務課
TEL	024-521-7270
FAX	024-521-7930
E-mail	syokosomu@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kakakutenka-sodan.html

V 相談・情報提供	
N0. 7	労働に係る相談窓口について（中小企業労働相談所）
分類	相談窓口
1.	制度概要
	県では、フリーダイヤルによる労働相談を受け付けています。働く上でのトラブル・お悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。 労働者の方、使用者の方どちらも利用可能です。
2.	対象事業者
	全事業者
3.	支援内容
	＜中小企業労働相談所＞ ◆受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時まで ◆電話番号：0120-610-145（携帯・固定電話共通） ◆相談内容：働く上でのトラブル・お悩み全般 ◆その他 ・相談は無料で匿名でも可能です。秘密は厳守されます。（相談したことを相手方に伝えることはありません） ・県労働委員会で行っているあっせん制度等の申請窓口にもなっております。 ※ あっせんは労使紛争解決の手段の一つで労使の歩み寄りにより解決を目指す方法で、その他にも裁判以外に費用や時間を掛けずに解決を目指す制度があります。詳細は労働委員会事務局のページをご覧ください。 相談することで現状の問題点がわかり、解決のための最適な方法、関係機関を案内することができます。
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県雇用労政課
TEL	024-521-7289
FAX	024-521-791
E-mail	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/koyou-roudousoudan.html

V 相談・情報提供	
N0. 8	空き工場、未利用地、工場用地等に係る相談窓口について
分類	相談窓口
1.	制度概要
	事業再開に向けて県内での移転先を探している企業の皆様等を支援するため、空き工場、倉庫、工場用地等の情報を提供しています。 下記、お問い合わせ先へ、お気軽に御連絡ください。
2.	対象事業者
	全事業者
3.	支援内容
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企業立地課
TEL	024-521-7280
FAX	024-521-7935
E-mail	investment@pref.fukushima.lg.jp
URL	http://www4.pref.fukushima.jp/investment/

V 相談・情報提供	
N0.9	医療機器開発に関する相談窓口について
分類	相談窓口
1.	制度概要
	＜ふくしま医療機器開発支援センター＞ 医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する国内初の施設として、平成28年11月に郡山市に開所しました。 センターには4つの機能「コンサルティング・情報発信」「マッチング」「安全性評価」「人材育成・トレーニング」を備えておりますので医療機器開発にあたりましては、ぜひご相談ください。
2.	対象事業者
	全事業者
3.	支援内容
	＜相談内容＞ (1) コンサルティング・情報発信 ・医療機器分野への新規参入・事業化を総合的にサポートします。 ・企業ごとの個別支援体制でスムーズな医療機器の開発・改良に貢献します。 (2) マッチング ・医療機器メーカーと異業種企業の交流を図る「福島県医療福祉機器産業協議会」や中小企業が有する技術力を全国にPRする、医療機器設計製造展示会&最新技術セミナー「メディカルクリエーションふくしま」の開催等を通して、ものづくり企業の研究開発と事業化に必要なマッチングを強力に支援します。 (3) 安全性評価 ①電気・物性・化学的安全性試験 国内では数少ないX線遮蔽機能を有する電波暗室を備えるほか、恒温恒湿室を始めとした各種環境試験機器、RoHS指令物質分析を実施できる各種分析装置などにより、幅広い評価試験に対応します。 ②生物学的安全性試験 大型動物（実験用ブタ）を用いた埋植試験（筋肉内・骨内・皮下・血管内）や各種評価試験に対応します。 (4) 人材育成・トレーニング ・実際の医療機関で用いられる各種医療機器を取り揃えた手術室や、臨床用ポリグラフを備えたアンギオハイブリッド手術室（血管撮影室）で、医療技術者のための各種トレーニングにご利用いただけます。 ・研究室は病室モデルとして利用でき、各種人体シミュレータによる医療処置トレーニング等、医療に貢献する人材の幅広いトレーニングにご利用いただけます。 ・医療機器開発に携わる企業の方々にも同様の環境を提供することができま
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構
TEL	024-954-4011
FAX	024-954-4033
E-mail	jimukyoku@fmdipa.or.jp

URL <https://fmddsc.jp/>

V 相談・情報提供	
NO. 10 福島県副業人材マッチングサイト	
分類	相談窓口
1.	制度概要
	震災からの復興、過疎の進行など地域特有の課題や事業課題を抱える県内の団体・事業者と、高い専門性・地方貢献意欲を有する都市部の副業人材とのマッチングによる課題解決に向けた取り組みの中で、両者の交流から生まれる関係人口づくりと、移住・定住のきっかけづくりを促進する。
2.	対象事業者
	地域課題や事業課題を抱え、都市部の副業人材による課題解決を希望している県内の団体・事業者
3.	支援内容
	○マッチングサイトを通じて、主に以下の業務内容に関する副業人材を募集できます。 ・経営相談（新規事業立ち上げ、営業支援など） ・バックオフィス（人事、労務、業務改善、DX化など） ・情報発信（コンテンツ制作、WEB広告、SNSでの情報発信など） ・広告デザイン（グラフィックデザイン、WEB・ECサイトのデザインなど） ※上記に限定されるものではないので、まずは御相談ください。 ○登録料、サイト利用料は無し（マッチングした副業人材への業務報酬のみ） ○契約手続き等をフォローアップ
4.	お申し込み期間
	令和8年1月末までを予定。
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課
TEL	024-521-7119
FAX	024-521-7912
E-mail	ui-turn@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://pro-fukushima.com/

V 相談・情報提供	
NO. 11 特定地域づくり事業協同組合	
分類	相談窓口
1.	制度概要
	地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するために特定地域づくり事業（※）を行う事業協同組合に対して、市町村や県を通じて財政的、制度的な支援を行う総務省の制度です。 （※特定地域づくり事業とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を言います。） 本制度を活用することで、年間を通した安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになりますとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができます。
2.	対象事業者
	人口急減地域（過疎地域に限らない）で事業を行う小規模の事業者
3.	支援内容
	○特定地域づくり事業協同組合を設立することで、地域や組合員となる事業者には以下のようなメリットがあります。 ・地域外からの人の流れの創出 ・地域内の雇用創出 ・担い手不足の解消 ・人材募集・採用・育成のコスト軽減 ・派遣職員や組合による地域貢献活動 ○県では、情報サイト「ふくマル」において、制度の紹介や県内の組合一覧、インタビュー記事等を公開しておりますので、ご覧ください。 「ふくマル」URL：https://fukushima-multiwork.com ○特定地域づくり事業協同組合の設立については、以下の相談窓口において随時相談を受け付けています。 【問い合わせ先】福島県中小企業団体中央会 連携推進課 Tel 024-536-1264
4.	お申し込み期間
	随時
5.	お問い合わせ先
問合先	福島県企画調整部地域振興課
TEL	024-521-7114
FAX	024-521-7912
E-mail	tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/tokuteichiikijigyoku.html

V 相談・情報提供	
NO. 12	技術系コーディネーターによるスタートアップ相談窓口
分類	相談窓口等
1.	制度概要
	スタートアップ企業による県内の事業展開を支援するため、技術系コーディネーターによる相談窓口を設置しています。 相談内容に応じて、協力企業とのマッチングや支援制度への橋渡しなど、関係機関と連携しながら、あらゆる課題解決をサポートします。お気軽にご利用ください。
2.	対象事業者
	・スタートアップ企業、起業準備中の方（第二創業を含む） ・県内大学等で事業化や起業を検討中の教職員、学生 ・協業に関心のある県内企業 など
3.	支援内容
	●技術系コーディネーターによる相談対応 ・協業可能な県内企業とのマッチング ・県内の産業動向などに関する情報提供 ・支援制度や機関、行政等への橋渡し ・県内大学等の教職員、学生による事業化や起業の支援 ●スタートアップ関連セミナーの開催
4.	お申し込み期間
	通年
5.	お問い合わせ先
問合先	公益財団法人福島県産業振興センター技術支援部
TEL	024-959-1951
FAX	024-959-1889
E-mail	f-tech2@f-open.or.jp
URL	https://fukushima-techno.com/

VI 関係機関連絡先

1. 福島県商工労働部

課名	電話番号 (代表)	E-mail	担当業務
	ホームページ		
商工総務課	024-521-7270	syokosomu@pref.fukushima.lg.jp	商工業の総合的な窓口
	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/		
経営金融課	024-521-7288	keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp	経営支援・金融関係
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/		
雇用労政課	024-521-7289	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp	雇用・労働関係
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/		
企業立地課	24-521-8523	investment@pref.fukushima.lg.jp	企業立地・製造業の振興
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/		
産業振興課	024-521-7283	business@pref.fukushima.lg.jp	産業創出・創業
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021b/		
次世代産業課	024-521-8568	next-generation@pref.fukushima.lg.jp	新産業（再エネ・ロボット・航空宇宙等）
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/		
医療関連産業集積推進室	024-521-7282	medical-unit@pref.fukushima.lg.jp	医療関連産業
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021c/		
商業まちづくり課	024-521-7299	shouzyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp	商業の振興・大規模小売店舗
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/		
産業人材育成課	024-521-7300	jinzai@pref.fukushima.lg.jp	産業人材育成・ものづくり振興
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/		
観光交流課	024-521-7286	tourism@pref.fukushima.lg.jp	観光の振興
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/		
空港交流課	024-521-7127	fkskuko@pref.fukushima.lg.jp	福島空港の利活用
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/		
県産品振興戦略課	024-521-7296	trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp	地場産業・物産の振興
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031c/		

2. 福島県出先機関

(1) 商工労働部出先機関

課名	電話番号 (代表)	E-mail	担当業務
	ホームページ		
計量検定所	024-521-7655 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32110a/keiryoku.html	keiryoku@pref.fukushima.lg.jp	計量関係事業の登録・検定等
ハイテクプラザ	024-959-1741 http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/hightech/	hightech-honsyo@pref.fukushima.lg.jp	工業技術に関する試験、研究及び技術支援
会津若松技術支援センター	0242-39-2100 https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/hightech/	hightech-aizu@pref.fukushima.lg.jp	
南相馬技術支援センター	0244-25-3060 https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/hightech/	hightech-minamisoma@pref.fukushima.lg.jp	
県立テクノアカデミー郡山	024-944-1663 https://www.tck.ac.jp/	koriyama_ta@pref.fukushima.lg.jp	
県立テクノアカデミー会津	0241-27-3221 https://www.tc-aizu.ac.jp/	aizu-ta@pref.fukushima.lg.jp	工業技術等の教育
県立テクノアカデミー浜	0244-26-1555 http://www.tc-hama.ac.jp/	hama-ta@pref.fukushima.lg.jp	

(2) 各地方振興局（地域づくり・商工労政課）

課名	電話番号 (企画商工部)	E-mail	担当業務
	ホームページ		
県北地方振興局	024-521-2655	kenpoku.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp	市町村支援、地域づくり、商業の振興、労働行政、県税の賦課徴収、県民生活一般、環境
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01210a/		
県中地方振興局	024-935-1214	kenchu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp	
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01220a/		
県南地方振興局	0248-23-1503	kennan.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp	
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01230a/		
会津地方振興局	0242-29-5292	aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp	
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01240a/		
南会津地方振興局	0241-62-5203	minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp	
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01250a/		
相双地方振興局	0244-26-1117	souso.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp	
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01260a/		
いわき地方振興局	0246-24-6007	iwaki.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp	
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01270a/		

3. 商工関係団体

団体名	住所	電話番号
		ホームページ
福島県商工会連合会	〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセ ふくしま 9F	024-525-3411
		https://f.do-fukushima.or.jp/
福島商工会議所	〒960 - 8053 福島市三河南町1番20号コラッ セふくしま8F	024-536-5511
		https://www.fukushima-cci.or.jp/
郡山商工会議所	〒963-8005 郡山市清水台1-3-8	024-921-2600
		https://www.ko-cci.or.jp/
会津若松商工会議所	〒965-0816 会津若松市南千石町6-5	0242-27-1212
		https://www.aizu-cci.or.jp/
いわき商工会議所	〒970-8026 いわき市平田町120 ラトブ6階	0246-25-9151
		http://www.iwakicci.or.jp/
白河商工会議所	〒961-0957 白河市道場小路96-5	0248-23-3101
		https://shirakawa-cci.or.jp/
原町商工会議所	〒975-0006 南相馬市原町区橋本町1-35	0244-22-1141
		http://www.haracci.com/
会津喜多方商工会議所	〒966-0827 喜多方市字沢ノ免7331	0241-24-3131
		http://www.aizukitakatacci.or.jp/
相馬商工会議所	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘71	0244-36-3171
		http://www.somacci.com/
須賀川商工会議所	〒962-0844 須賀川市東町59番地の25	0248-76-2124
		https://www.sukagawacci.or.jp/
二本松商工会議所	〒964-8577 二本松市本町一丁目60番地1	0243-23-3211
		https://www.nihonmatsu-cci.or.jp/
福島県中小企業団体中央会	〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッ セふくしま10階	024-536-1261
		http://www.chuokai-fukushima.or.jp/
公益財団法人福島県産業振 興センター	〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッ セふくしま6階	024-525-4070
		https://www.utsukushima.net/

4. その他の相談窓口

団体名	住所	電話番号
		ホームページ
中小企業支援機関の経営相談窓口		
福島県経営支援プラザ （（公財）福島県産業振興センター）	〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	024-525-4034
		https://www.corasse.com/guide/2f/65.html
福島県プロフェッショナル人材戦略拠点 （（公財）福島県産業振興センター）	〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階	024-525-4091
		https://www.f-open.or.jp/support/human/professional.html
福島県よろず支援拠点 （（公財）福島県産業振興センター）	〒963-8005 郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館4階	024-954-4161
		https://fukushima-yorozu.go.jp/
福島県事業承継・引継ぎ支援センター （（公財）福島県産業振興センター）	〒963-8005 郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館4階	024-954-4163
		https://www.f-open.or.jp/hikitsugi/
（公社）福島相双復興推進機構 （福島相双復興官民合同チーム）	〒960-803 福島県福島市栄町6-6 ユニックスビル4階	024-502-1117
		https://www.fsrt.jp/
労働に係る相談窓口		
福島県中小企業労働相談所	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県庁西庁舎12階	0120-610-145
		https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/koyou-roudousoudan.html
就職相談窓口		
ふくしま生活・就職応援センター 郡山事務所	〒963-8002 郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階	024-925-0811
		https://f-ouencenter.com/
ふくしま生活・就職応援センター 白河事務所	〒961-0074 白河市郭内1 NTT白河ビル1階	0248-27-0041
		https://f-ouencenter.com/
ふくしま生活・就職応援センター 会津若松事務所	〒965-0816 会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所 会館2階	0242-27-8258
		https://f-ouencenter.com/
ふくしま生活・就職応援センター 南相馬事務所	〒975-0007 南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階	0244-23-1239
		https://f-ouencenter.com/
ふくしま生活・就職応援センター いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎 西分 庁舎1階	0246-25-7131
		https://f-ouencenter.com/
ふくしま生活・就職応援センター 富岡事務所	〒979-1111 双葉郡富岡町小浜553-2 富岡合同庁舎2階	0240-23-7880
		https://f-ouencenter.com/
ふるさと福島就職情報センター 福島窓口（ジョブカフェふくしま）	〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	024-525-0047
		https://f-ouencenter.com/
ふるさと福島就職情報センター福島東京（ふくし まぐらし相談センター）	〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター 内	03-3214-9009
		https://www.fukushima-ju.jp/sodan/sodanmadoguchi/166.html
その他		
ジェットロ福島貿易情報センター	〒963-0115 福島県郡山市南2-52 ビッグパレットふくしま 3階	024-947-9800
		https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/fukushima/
福島県上海事務所	〒200336 中国上海市延安西路2201号 上海国際貿易中 心1710室	+86-21-6270-5001
		https://www.fukushima-cn.com/
福島駅西口インキュベートルーム	〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま6階	024-525-4048
		https://www.incub.jp/
（一社）福島県発明協会	〒963-0215 郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ2F	024-963-0242
		https://www.fukushima-i.org/
テクノ・コム （（公財）福島県産業振興センター技術支援部）	〒963-0215 郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ1F	024-959-1929
		https://fukushima-techno.com/
福島県県産品加工支援センター（ハイテクプラザ 会津若松技術センター内）	〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-1	0242-39-2974
		https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/fpppsc/
福島ロボットテストフィールド	〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字新赤沼83	0244-25-2473
		https://www.fipo.or.jp/robot/
（公財）福島イノベーション・コースト構想 推進機構	〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階	0244-25-2474
		https://www.fipo.or.jp/
福島県航空・宇宙産業技術研究会（福島県ハ イテクプラザ産学連携科内）	〒963-0215 福島県郡山市待池台1丁目12番地	024-959-1741
		https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/hightech/aerospace.html
エネルギー・エージェンシーふくしま （（公財）福島県産業振興センター）	〒963-0215 郡山市待池台1丁目12番地 （福島県ハイテクプラザ内）	024-963-0121
		https://energy-agency-fukushima.com/
（一財）ふくしま医療機器産業推進機構	〒963-8041 郡山市富田町字満水田27番8	024-954-4011
		https://fmdisc.jp/fmdipa/